

# カレント アウェアネス

## Current Awareness

### 目 次

#### 小特集：各国の読書推進活動

- [CA1704] 中国の読書推進活動—知識基盤の向上をめざして— / 篠田麻美…… 2  
[CA1705] 韓国の読書推進活動—国の政策と図書館の活動— / 阿部健太郎…… 4  
[CA1706] ドイツの読書推進活動—読解力向上のための取り組みとして—  
/ 伊藤 白…… 6  
[CA1707] 英国の読書推進活動—国民読書年を中心に— / 北條風行…… 8  
[CA1708] 米国の読書推進活動—Big Readが図書館にもたらすもの—  
/ 田中 敏…… 10

- [CA1709] 米国ロチェスター大学での研究者・学生の行動調査 / 西川真樹子…… 12  
[CA1710] ロシアの公共図書館の現状とその発展構想 / 兎内勇津流…… 14  
[CA1711] 米国議会図書館における録音・映像資料の保存と活用の状況  
/ 川野由貴…… 16

#### 動向レビュー

- [CA1712] 電子書籍端末——誰にでも与えられるものとして / 萩野正昭…… 19  
[CA1713] 目録に関わる原則と概念モデル策定の動向 / 和中幹雄…… 23

#### 研究文献レビュー

- [CA1714] 日本の公立図書館経営における組織形態 / 小泉公乃…… 28

No.303  
2010.3.20

編集・発行／国立国会図書館 関西館 図書館協力課  
〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3 TEL:(0774)98-1448  
季刊／3月・6月・9月・12月 各20日発行

- ・本誌は、メールマガジン「カレントアウェアネス-E」<<http://current.ndl.go.jp/cae>> と連携を図りながら、図書館及び図書館情報学における、国内外の近年の動向及びトピックスを解説する情報誌です。
- ・本誌の全文は、「カレントアウェアネス・ポータル」<<http://current.ndl.go.jp/ca>> でもご覧いただけます。
- ・本誌の掲載記事を長文にわたり抜すいして転載される場合には、事前に図書館協力課に連絡してください。

小特集

諸外国の読書推進活動

2010年は「国民読書年」です。「国民読書年」は2008年6月6日の国会決議により定められたもので、読書を推進するための行事や取り組みが各地で行われています。今号では、諸外国における全国規模での取り組みとして、中国、韓国、ドイツ、英国、米国の5か国の読書推進活動を小特集で紹介します。



CA1704

中国の読書推進運動  
—知識基盤の向上をめざして—

中国出版科学研究所が実施している国民読書調査によると、2008年の中国の成人の書籍読書率は49.3%で、1人当たりの1年間の読書冊数は平均4.72冊である。都市と農村では読書量に顕著な差があり、例えば雑誌の年間平均読書冊数は、都市住民の11.8冊に対し、農村住民は5.5冊である<sup>(1)</sup>。中国では、著しい経済発展を続ける都市の住民と、開発から取り残された農村の農民や出稼ぎ農民との経済格差が大きな問題となっており、読書推進活動は都市の図書館にとどまらず、農村や出版業界も巻き込んで幅広く進められている。中国の読書推進活動に関する政府の方針、およびその方針を受けて公共図書館や各地方で行われている取り組みについて紹介したい。

1. 政府の方針

1997年1月に中国共産党中央宣伝部、文化部、新聞出版署など9部門が共同で発布した「全国の知識プロジェクトの実施に関する通知（关于在全国组织实施“知识工程”的通知）」<sup>(2)</sup>により、図書館の事業を通じて「国民の読書の唱導と読書社会の建設（倡导全民读书、建设阅读社会）」を実現するためのプロジェクトが開始された。2004年には4月23日の「世界図書・著作権の日」にあわせて、4月を「国民読書月間（全民读书月）」とし、その活動を中国図書館学会が担当することとした<sup>(3)</sup>。

2006年には中国共産党中央宣伝部、新聞出版総署など11部門が共同で、「国民読書活動の推進に関する提議書（关于开展全民阅读活动的倡议书）」を発表

し、「読書に親しみ、よい本を読もう（爱读书、读好书）」をスローガンに、世界図書・著作権の日に因んだ読書活動を推進している<sup>(4)</sup>。さらに2009年には中央宣伝部と新聞出版総署が「国民読書活動のより一層の推進に関する通知（关于进一步推动全民阅读活动的通知）」で、各地域で活動の具体的な計画を策定するよう呼びかけている<sup>(5)</sup>。

2. 図書館界の取り組み

2-1. 中国図書館学会の取り組み

図書館の読書活動で中心的な役割を果たすのは、全国規模の職能・学術団体である中国図書館学会である。2005年からは国民読書活動に評価の仕組みを導入し、毎年、活動についての通知を公布して当該年度の活動の要点を示すと同時に、前年度の活動で成果のあった図書館や地方の図書館学会を表彰し、「国民読書基地（全民阅读基地）」の称号を与えている<sup>(6)</sup>。

例えば、「2009年の国民読書活動の展開に関する通知（关于开展2009年全民阅读活动的通知）」では、「読書で一緒に成長する（让我们在阅读中一起成长）」をテーマに、2009年の1年間における児童の読書と科学の普及に重点を置いた活動の要点が示されている<sup>(7)</sup>。児童への読書推進活動については、読書大会などのイベントや「聞一多<sup>(8)</sup>杯」と称した創作漫画、書道・絵画のコンテストのほか、児童の読書調査や児童サービスのための研究が計画されている。また、貧困地区の公共図書館へ本を送ることも活動に含まれている<sup>(9)(10)</sup>。科学普及のための読書推進活動については、中国図書館学会と中央広播電視大学が共同で主催する「09湿地中国行」という活動が展開された。活動の総括の際に使われた「知行合一」という言葉

が示すように、単なる読書にとどまらず実践を行うことに特徴がある。具体的には、環境保護に関する図書や寄贈などに加えて、関連講座の開催、サマーカーンプ、読書感想文などの文章の募集、湿地を訪れての詩歌の創作、書画や写真のコンテストなどのさまざまな活動を行うというものである<sup>(11)(12)</sup>。

また、その他の活動として、2006年には、中国図書館学会は図書館と読書文化、図書館が国民読書活動で果たす役割などについて研究を行う「第1回科学普及と読書指導委員会（第一届科学与阅读指导委员会）」を開催した。出版業界からも専門家が参加し、「読書文化研究委員会」などの6つの専門委員会が設けられ、それぞれ特色ある活動を行っている<sup>(13)</sup>。

## 2-2. 情報格差是正への取り組み

図書館の全国読書推進活動においては、開発の遅れた地域の支援も重要な課題である。文化部と財政部は「農村に本を送るプロジェクト（送書下乡工程）」を行い、2003年から2008年までの間に、農村地域の11,000の重点開発対象地域の県にある、図書館および郷鎮<sup>(14)</sup>の図書館（室）に合計1,000万冊の資料を送った。毎年2,000万元（約2億7,000万円）の予算が投入され、各地で図書館の貸出冊数の向上などの顕著な効果をあげている<sup>(15)</sup>。

前述の中国出版科学研究所の読書調査によると、2005年に読んだ本について、図書館などから借りたという割合は14.8%にとどまっている<sup>(16)</sup>。中国では図書館の利用カードの作成や館外への資料の貸出に料金が必要な場合が多く、利用に一定のハードルがあることがその要因の一つといえる。そこで、2006年の杭州、深圳の公共図書館を始めとして、中国各地で一般利用者のカード作成手数料の撤廃といった公共図書館の無料開放の取り組みが広がりを見せている。また、都市部では出稼ぎ農民である「農民工」に対して、貸出カード作成手数料の免除、就職や社会保障などの情報を提供するサービスを行う図書館も出始めている（E401参照）。こういった取り組みも情報格差の是正に貢献している。

## 3. 新聞出版総署の取り組み

図書館以外に国民読書活動で重要な役割を果たす機関に、新聞出版総署があげられる。新聞出版総署は国务院の直属組織の一つで、主に出版に関する事業の監督・管理を行っており、出版事業の振興という側面から各地の読書活動を支援している。毎年6月1日の「国際児童の日」にあわせて、青少年向けの推薦図書のリストを公開<sup>(17)</sup>するほか、2003年からは農村地域の支援のための「農家書屋（农家书屋）」

を設置する事業を行っている。

「農家書屋」とは、農民の文化的需要を満たすために農村に設置された、実用書や新聞雑誌、音楽映像資料等が閲覧できる施設である。図書1,500冊以上、雑誌新聞30タイトル以上、電子音楽映像資料100タイトル以上が配置される<sup>(18)</sup>。計画では、2010年までに約20万の農家書屋を建設し、2015年までにはすべての農村に設置することを目標にしている<sup>(19)</sup>。なお、農家書屋に配置すべき資料の推薦リスト（2009年分は、図書3,600タイトルなど）も提示され、所蔵資料の7割以上はこのリストから選ぶ必要がある。同時に所蔵資料のうち何冊が推薦リストに該当するのかを記入する調査票<sup>(20)</sup>の提出も求められ、所蔵資料の質についても適切な「管理」が目指されている。

## 4. 地方の取り組み

読書活動に熱心に取り組んでいる地域には、深圳や上海、南京などが挙げられる。深圳では2000年から独自に11月を読書月間に設定しており、2009年にはこの10年の活動を回顧して、過去の読書月間の活動を撮影した作品の募集などさまざまなイベントが行われた。また、世界図書・著作権の日にあわせて、市街地に図書館サービスを行う機器を40台導入したことも注目される<sup>(21)</sup>。この図書館サービス機は6㎡に400冊の本を収容でき、24時間セルフサービスで図書の貸出しができるものである。第1号機が導入された2008年4月23日から2009年10月末までの統計によると、利用者カード約1万枚が発行され、延べ50万人余りが利用し、貸出冊数は延べ100万冊以上に上っており、好評を博している<sup>(22)</sup>。より利用しやすい図書館の環境を整えることで、読書活動の推進に貢献しているといえよう。

（関西館アジア情報課：篠田麻美<sup>しのだあさみ</sup>）

- (1) “中国出版科研所发布”第六次全国阅读调查“成果”. 中国出版网.  
[http://cips.chinapublish.com.cn/yw/200904/t20090422\\_47512.html](http://cips.chinapublish.com.cn/yw/200904/t20090422_47512.html). (参照 2010-02-15).
- (2) “关于在全国组织实施“知识工程”的通知”. 中国科普网.  
[http://www.kepu.gov.cn/kp\\_fagui\\_show.asp?ArticleID=74995](http://www.kepu.gov.cn/kp_fagui_show.asp?ArticleID=74995). (参照 2010-02-15).
- (3) 四月是全民读书月. 中华读书报. 2004-04-21, 13版.  
[http://www.gmw.cn/01ds/2004-04/21/content\\_15781.htm](http://www.gmw.cn/01ds/2004-04/21/content_15781.htm). (参照 2010-02-15).
- (4) 关于开展全民阅读活动的倡议书. 中国新闻出版报. 2006-04-18, 1版. 入手先, 中国重要报纸全文数据库.  
<http://cnki.toho-shoten.co.jp/kns50/Navigator.aspx?ID=CCND>. (参照 2010-02-15).
- (5) “关于进一步推动全民阅读活动的通知”. 中华人民共和国新闻出版总署.  
<http://www.gapp.gov.cn/cms/html/21/508/200904/463374.html>. (参照 2010-02-15).
- (6) “2008年全民阅读获奖名单”. 中国图书馆学会.  
[http://www.lsc.org.cn/CN/News/2009-11/EnableSite\\_ReadNews1124239571257264000.html](http://www.lsc.org.cn/CN/News/2009-11/EnableSite_ReadNews1124239571257264000.html). (参照 2010-02-15).
- (7) “关于开展2009年全民阅读活动的通知”. 中国图书馆学会.  
[http://www.lsc.org.cn/CN/News/2009-03/EnableSite\\_](http://www.lsc.org.cn/CN/News/2009-03/EnableSite_)

- ReadNews156829601238428800.html. (参照 2010-02-15).
- (8) 聞一多 (1899-1949) 中華民国時代の詩人。
- (9) “2009 全国少年儿童阅读年启动”. 中国图书馆学会. [http://www.lsc.org.cn/CN/News/2009-04/EnableSite\\_ReadNews1524430251240416000.html](http://www.lsc.org.cn/CN/News/2009-04/EnableSite_ReadNews1524430251240416000.html). (参照 2010-02-15).
- (10) 全国少年儿童阅读年官方网站. <http://www.nycr.org.cn/>. (参照 2010-02-15).
- (11) “2009 年全国阅读活动”09 湿地中国行“读书活动启动”. 中国图书馆学会. [http://www.lsc.org.cn/CN/News/2009-04/EnableSite\\_ReadNews156830211239897600.html](http://www.lsc.org.cn/CN/News/2009-04/EnableSite_ReadNews156830211239897600.html). (参照 2010-02-15).
- (12) “09 湿地中国行”. 读书活动专题网站. <http://shidi.crtvul.cn/>. (参照 2010-02-15).
- (13) “中国图书馆学会第一届科普与阅读指导委员会成立”. 中国图书馆年鉴 2007. 中国图书馆学会ほか編. 北京, 国家图书馆出版社, 2009, p. 34-38.
- (14) 白雪华. “送书下乡”工程实施情况”. 中国图书馆年鉴 2007. 中国图书馆学会ほか編. 北京, 国家图书馆出版社, 2009, p. 54-57.
- (15) 中国の行政単位は、省級 (直轄市、省、自治区など)、地級 (地級市、自治州など)、県級 (市轄区、県級市、県など)、郷級 (鎮、郷、街道など) の 4 つのレベルに分かれている。鎮、郷は郷級の行政単位にあたる。
- (16) 中国出版科学研究所《全国国民阅读与购买倾向抽样调查》课题组編. 全国国民阅读与购买倾向抽样调查报告 (2006). 北京, 中国出版科学研究所, 2006, p. 58-59.
- (17) “关于 2009 年向全国青少年推荐百种优秀图书并开展相关读书活动的通知”. 中华人民共和国新闻出版总署. <http://www.gapp.gov.cn/cms/html/21/1385/200909/466092.html>. (参照 2010-02-15).
- (18) “农家书屋工程建设管理暂行办法”. 中华人民共和国新闻出版总署. <http://www.gapp.gov.cn/cms/html/21/1166/200808/459325.html>. (参照 2010-02-15).
- (19) “关于印发《“农家书屋”工程实施意见》的通知”. 中华人民共和国新闻出版总署. <http://www.gapp.gov.cn/cms/html/21/1166/200703/450516.html>. (参照 2010-02-15).
- (20) “关于印发《2009 年农家书屋重点出版物推荐目录》的通知”. 中华人民共和国新闻出版总署. <http://www.gapp.gov.cn/cms/html/21/1166/200910/668039.html>. (参照 2010-02-15).
- (21) 深圳: 打造“书香之城”. 光明日报. 2009-04-23, 5 版. [http://www.gmw.cn/01gmrb/2009-04/23/content\\_912630.htm](http://www.gmw.cn/01gmrb/2009-04/23/content_912630.htm). (参照 2010-02-15).
- (22) 图书馆领域的一场革命—深圳建设街区 24 小时自助图书馆纪实. 光明日报. 2009-12-11, 2 版. [http://www.gmw.cn/01gmrb/2009-12/11/content\\_1019611.htm](http://www.gmw.cn/01gmrb/2009-12/11/content_1019611.htm). (参照 2010-02-15).

Ref:

- 张鹰. “论公共图书馆与全民阅读”. 中国图书馆学会年会论文集 (2007 年卷). 中国图书馆学会編. 北京图书馆出版社, 2007, p. 286-296.
- 洪文梅. 公共图书馆在全民阅读活动中的作用与对策探讨. 图书馆理论与实践. 2009(7), p. 85-88. 入手先, 中国期刊全文数据库. <http://cnki.toho-shoten.co.jp/kns50/Navigator.aspx?ID=CJFD>. (参照 2010-02-15).

CA1705

## 韓国の読書推進活動 — 国の政策と図書館の活動 —

韓国の読書推進活動は、1990 年代、読書の重要性が叫ばれるようになって以降活発になる<sup>(1)</sup>。同じ時期、韓国の児童書の中心が翻訳された海外作品から国内の作品へと<sup>(2)</sup>、また子どもの読書運動を主導する主体が教師から親へと<sup>(3)</sup>移りつつあり、児童書への関心が高まっていた。

## 1. 国の読書推進政策

1990 年代以降の韓国の読書推進政策において、画期となったのは、「読書文化振興法」(2006 年 12 月 28 日制定法律第 8100 号; 以下「振興法」という) の制定である。振興法の目的は、読書を生活に根付かせることで国民の知的能力を向上させて、国家の知識競争力を強化することである。振興法第 5 条に基づいて、文化体育観光部 (部は日本の省に相当) は「読書文化振興基本計画」(독서문화진흥기본계획; 以下「計画」という) を 5 年ごとに策定する。計画に示された、読書文化振興政策の基本的な方向性や例示事業をもとに、関係する中央行政組織や地方自治体 (市・道) は、それぞれの実情に応じて、「読書文化振興施行計画」を策定して読書振興事業を施行する。

初めて計画が策定されたのは 2008 年であり、2009 年から 2013 年の 5 か年に関する計画となっている<sup>(4)</sup>。計画では、国民の読書を活性化するための 4 大課題、すなわち①「読書環境の形成」、②「読書を生活に根付かせるための事業の推進」、③「読書運動の展開」、④「疎外階層<sup>(5)</sup>の読書活動の支援」が設定されている。これらの課題についての具体的な推進戦略は以下のとおりである。

### ① 「読書環境の形成」

「子どもの家」(日本の保育園に相当)・幼稚園や学校 (初等学校、中学校、高等学校)、職場、家庭、地域の読書環境の形成や優秀図書に対する出版支援事業を推進する。この中で図書館は、専ら地域の読書環境の形成 (図書館の拡充・用地確保や図書館支援の条例制定など) に関係するが、学校 (学校図書室の運営活性化や司書教師の配置・養成) や職場 (職場内図書館の設置) の読書環境の形成とも無関係ではない。

### ② 「読書を生活に根付かせるための事業の推進」

生涯周期 (ライフサイクル) 別読書プログラムやマニュアルを開発して普及させ、全国民を対象に読書の機能や方法論など多様な知識を習得できるような読書教育を実施し、また読書関連の官民ネットワークや読書情報総合データベースを構築する。

### ③ 「読書運動の展開」

読書の月 (9 月) に「読書文化賞」授賞式や読書キャンペーンを展開、「世界図書・著作権の日」(4 月 23 日。韓国では普通「世界図書の日」と略称される) に本とバラの花を贈る行事を行うなど、国内外の優れた読書運動の事例を参考に多様な読書運動を展開する。

### ④ 「疎外階層の読書活動の支援」

障害者のために点字図書などの代替資料を製作

して普及させ、また兵営や矯正所（刑務所）、福祉施設における読書活動を支援する。

計画は、国から地方自治体まで、韓国の読書文化振興政策全体の基礎となるものであり、文化体育観光部の政策も、計画の方向性に従うことになる。文化体育観光部の政策は、「小さな図書館」(E696 参照)の整備<sup>(6)</sup>などもあるが、計画に例示されたものの中では、重点推進課題として、a) 全国民対象の無料読書教育の実施、b) 政府・自治体及び民間団体共同の読書運動の展開、c) 読書情報ワンストップサービスの提供、d) 疎外階層の読書活動の支援、の4つが挙げられている<sup>(7)</sup>。具体的な内容は以下のとおりである。

#### a) 全国民対象の無料読書教育の実施

2007年に韓国刊行物倫理委員会がソウルで試験的に実施した読書教育「読書アカデミー」を2008年から全国的に拡大し、体系的な読書プログラムが不足している地方8都市に出張して、各地の図書館などで地域の実情に合った読書プログラムを開講する訪問読書アカデミーを運営する。また、インターネットを通して読書教育を受けられるサイバー読書アカデミーシステムも開発・運用する。そのほかに、職場での読書の雰囲気醸成や本を通じたメセナ運動の活性化のために企業の経営者を対象にした読書特別講座を実施する。

#### b) 政府・自治体及び民間団体共同の読書運動の展開

乳幼児を対象に本を提供する「ブックスタート運動」など、官民共同の読書運動を展開する。

#### c) 読書情報ワンストップサービスの提供

新刊図書情報、読後活動（読書感想文を書いたり人に本を推薦したりすること）、読書教育、国内外の読書運動の事例、読書に関する専門的な知識や情報など、各種図書情報を連係した読書情報ワンストップサービス体制を構築・運用する。

#### d) 疎外階層の読書活動の支援

障害者用の代替資料の製作・普及に加え、2012年までに完工予定の「国立障害者図書館支援センター」内に「読書障害者用代替資料製作室」を設置・運営し、また農山漁村の子どもなどの読書活動を引き続き支援する。

d) に関しては、「読書障害者図書館振興法案」が提出されており、その行方が注目される<sup>(8)(9)</sup>。

## 2. 各図書館の読書推進活動

各地の公共図書館の読書推進活動は、自治体が策定した読書文化振興施行計画に基づいて行われるた

め、上記の内容でほぼ網羅される。計画の類型に当てはめると、全国的には、地域の読書環境形成に重点を置く自治体が多いようである。

さらに、こうした施行計画に基づいたもの以外にも、学校図書館なども含めた各地の図書館は、実に多様な読書推進活動をしている<sup>(10)</sup>。一般的な読書教室(CA1504 参照)や読書感想文大会のほかに、読書や課題図書に関するクイズを出題する「読書クイズ」<sup>(11)</sup>なども開催されているが、そのほかにも興味深く特徴的な活動が多々見られる。以下、それらをいくつか紹介する。

まず、読書キャンプ<sup>(12)</sup>や文学紀行<sup>(13)</sup>がある。読書キャンプは、特定のテーマを設定して本と自然にふれあうキャンプをするものであり、テーマに合ったキャンプ地や本を選び、読書討論や感想文の発表などを通じて自然体験との一体化を目指すものである。また文学紀行は、本や文学にゆかりのある土地を訪ねるものである。その他「読書通帳」を作り、多くの本を借りて読んだ子どもを「読書王」として表彰するなど、多読者を表彰する活動<sup>(14)</sup>もある。

また、人形劇も行われている<sup>(15)</sup>。童話を題材にすることで、人形劇を通してその題材の本を読むことに興味を持たせる狙いがある。ほかに、絵本を映画のように見せたり、また童話を口演したり演劇にしたりする試みもあり、目的は同じである。金重喆は、このような活動により、音楽や詩なども含めて文化媒体の多様化・活性化をはかるべきだ、との考え<sup>(16)</sup>を示している。

これらの活動の中には、子ども、とりわけ幼児や初等学校の児童に対する読書推進活動が多く見られる。学校図書館に公共図書館が協力して人形劇や演劇などの読書プログラムを実施する例<sup>(17)</sup>がある。また、読書キャンプでは子どもと両親が一緒に参加できるものもあり、親を対象にした読書教育の専門家などによる講演会<sup>(18)</sup>なども開催されている。これらは、単なる地域の社会教育に留まらず、家庭教育の側面も多分に有している。

### おわりに

文化体育観光部の国民読書実態調査によれば、1990年代に低下しつつあった読書活動は、2000年ごろから、読書時間は相変わらず減少傾向にあるものの、読書率は下げ止まり、読書量は回復傾向にある。とくに初等学校の児童の読書量は大きく持ち直し、1990年代の読書量を超える勢いである<sup>(19)</sup>。韓国の読書推進活動は、少しずつではあるが、着実に成果を挙げていると言える。

(関西館アジア情報課：阿部健太郎 あべけんたろう)

- (1) 宋永淑・特集, アジアの図書館事情: 韓国の図書館と読書教育. 現代の図書館. 1996, 34(4), p. 175-180.
- (2) 朴鍾振・特集, いま, 韓国の子どもの本と読書は: 韓国の子どもの本と読書事情. 子どもと読書. 2009, (376), p. 2-6.
- (3) 金重喆. アジアの読書運動 韓国における児童読書文化運動の流れと展望(1). 下橋美和訳. 子どもの本棚. 2000, 29(8), p. 16-21.
- (4) この2008年に策定された計画は、以下に詳しい。  
河本彩子. 政府主導で急速に進む読書環境整備. 読書推進運動. 2008, (491), p. 6.
- (5) 読書活動に困難を伴う人々を広く指す。
- (6) 2007年5月、図書館行政は国立中央図書館から文化観光部(当時)へと移管された(CA1635参照)。
- (7) 문화체육관광부. 독서문화진흥기본계획 관련 문화체육관광부 중점 추진과제. 2008, 2p.  
<http://www.mcst.go.kr/web/notifyCourt/press/mctPressView.jsp?pSeq=9301>, (参照 2010-02-19).
- (8) “독서장애인도서관진흥법안”. 대한민국국회 의안정보시스템.  
[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_Y0A9A1G1M2LOC1U5T5H3M3F8R6H6Y1](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Y0A9A1G1M2LOC1U5T5H3M3F8R6H6Y1), (参照 2010-02-19).
- (9) [이 의원, 이 법안] 한나라 정병국 의원, 독서장애인도서관 진흥법. 동아일보. 2009-11-24, A8면.  
<http://news.donga.com/3/all/20091124/24313120/1>, (参照 2010-02-15).
- (10) 市民団体やマスメディア、出版界や書店の活動については、CA1635やE387及び以下のものと言及されている。  
館野哲. 海外出版レポート 韓国 ユニークな読書振興運動の始まり. 出版ニュース. 2008, (2156), p. 24.
- (11) 例えば、以下のものなどがある。  
어린이날 '독서 퀴즈대회' 무등도서관. 무등일보. 2009-04-27.  
[원주] 시립도서관 독서퀴즈 진행. 강원일보. 2009-04-09, 18면.  
<http://www.kwnews.co.kr/nview.asp?s=501&aid=209040800047>, (参照 2010-02-15).  
대구 남부도서관, 매일 어린이 독서퀴즈 개최. 매일신문. 2009-02-03, 17면.  
[http://www.imaail.com/sub\\_news/sub\\_news\\_view.php?news\\_id=4982&yy=2009](http://www.imaail.com/sub_news/sub_news_view.php?news_id=4982&yy=2009), (参照 2010-02-15).
- (12) 例えば、以下のものなどがある。  
宋永淑・特別講演 韓国の図書館の児童サービスと家族読書. 同志社大学図書館学年報. 2009, (35), p. 16-33.  
'독서의 달인'에게 듣는 책읽는 비법: '추적놀이' 하며 도서관과 친해지기. 경향신문. 2009-10-27, 25면.  
[http://news.khan.co.kr/section/khan\\_art\\_view.html?mode=view&artid=200910261735075&code=900314](http://news.khan.co.kr/section/khan_art_view.html?mode=view&artid=200910261735075&code=900314), (参照 2010-02-15).  
충청도서관 독서 캠프 참가자 모집. 내일신문. 2009-09-17, 25면.  
<http://www.naeil.com/news/NewsDetail.asp?num=497033>, (参照 2010-02-15).  
[춘천] 춘천시립도서관 예코독서캠프 운영. 강원일보. 2009-07-24, 16면.  
<http://www.kwnews.co.kr/nview.asp?s=501&aid=209072300127>, (参照 2010-02-15).
- (13) 例えば、以下のものなどがある。  
'독서의 계절' 도서관 여행. 인천일보. 2009-09-04, 6면.  
장유도서관 독서프로그램 운영. 경남신문. 2009-09-12.  
<http://www.knnews.co.kr/?cmd=content&idx=832867>, (参照 2010-02-15).
- (14) 例えば、以下のものなどがある。  
진혜 시립도서관 이달의 독서왕 운영. 경남도민일보. 2009-12-01.  
<http://idomin.com/news/articleView.html?idxno=304087>, (参照 2010-02-15).  
가을만남 한밭도서관 풍성한 독서관치 한마당. 중도일보. 2009-09-30, 12면.  
[http://www.joongdoilbo.co.kr/jsp/article/article\\_view.jsp?pq=200909290018](http://www.joongdoilbo.co.kr/jsp/article/article_view.jsp?pq=200909290018), (参照 2010-02-15).  
(영동) 도서관 없는 시골학교 '독서 열풍'. 중부매일. 2009-09-16, 17면.  
<http://www.jbnews.com/news/articleView.html?idxno=246777>, (参照 2010-02-15).
- (15) 例えば、以下のものなどがある。  
장수도서관 독서의 달 인형극 공연. 새전북신문. 2008-09-24.  
<http://www.sjbnews.com/news/articleView.html?idxno=276296>, (参照 2010-02-15).  
작가 만나볼까... 낭독회 가볼까... 독서퀴즈 나가볼까...가

- 을 책잔치' 뷔페처럼 즐기세요. 동아일보. 2009-09-16, A28면.  
<http://www.donga.com/fbin/output?n=200909160086>, (参照 2010-02-15).
- (16) 金重喆. 아시아의読書運動 韓国における児童読書文化運動の流れと展望(2). 下橋美和訳. 子どもの本棚. 2000, 29(9), p. 16-20.
- (17) 例えば、以下のものなどがある。  
천안 중앙도서관 독서문화 프로그램 운영. 충북일보. 2009-09-23, 11면.  
<http://www.inews365.com/news/article.html?no=97183>, (参照 2010-02-19).
- (18) 例えば、以下のものなどがある。  
'독서의 계절' 도서관서 알차게 보내요. 중도일보. 2009-10-06, 18면.  
[http://www.joongdo.co.kr/jsp/article/article\\_view.jsp?pq=200910050048](http://www.joongdo.co.kr/jsp/article/article_view.jsp?pq=200910050048), (参照 2010-02-19).
- (19) 문화체육관광부. 2008년 국민독서실태조사. 2008, 501p.

Ref:  
문화체육관광부. 2009년도 독서진흥에 관한 연차보고서. 2009, 261p.  
문화체육관광부. 독서문화진흥기본계획. 2008, 44p.  
<http://www.mcst.go.kr/web/notifyCourt/press/mctPressView.jsp?pSeq=9301>, (参照 2010-02-15).

## CA1706

### ドイツの読書推進活動 —読解力向上のための取り組みとして—

#### 1. ドイツの読書推進活動の特徴

連邦制をとるドイツでは、文化・教育に関する事項は州の所掌とされており、読書推進の分野においても連邦レベルでの法律は存在しない。しかし、実際の読書推進活動においては、州政府・学校・その他の機関の協力で全国規模のプロジェクトが数多く実施されている。その大きな特徴は、楽しみとしての読書、教養としての読書というよりは、読解力・批判的思考力・情報利用力を向上させるための読書に重点が置かれているということである。そして、それを達成するためにこそ、読書へと誘うための創意工夫に満ちた「楽しい」取り組みが、主に子どもを対象に行われている。

ドイツは戦後、トルコをはじめとする近隣諸国から積極的に移民を受け入れてきたが、移民のドイツ語力の向上は大きな課題となっていた。実際、2000年に行われた「第1回 OECD 生徒の学習到達度調査」(PISA)<sup>(1)</sup>では、他国に比べて読解力の不足が明るみに出る結果となり、「PISA ショック」と言われた。これを打開すべく連邦政府の編集で2007年に報告された『読解力の促進』(Förderung von Lesekompetenz)<sup>(2)</sup>は、図書館等によって担われる読書振興活動を、読解力向上のための一手段と見なしている。学力低下という社会問題の存在と、それをむしろ好機と捉えた読書推進関係団体の積極的な取り組みが、ドイツの読書推進活動の2大原動力と

なっていると言えよう。以下、その具体例を紹介することでドイツの読書推進活動の状況を概観したい。

## 2. 読書基金

ドイツの読書推進活動において中心的役割を果たしているのが、1988年に設立された「読書基金」(Stiftung Lesen)<sup>(3)</sup>である。読書に関する調査研究を行う一方、常時数十ものプロジェクトを展開・支援し、ウェブ上で募集、紹介、報告を行っている。最大のプロジェクトは、ドイツ鉄道や『ツァイト』(Zeit)紙と提携して毎年11月に開催される「読み聞かせの日」である。毎年8,000人もの人々が、街で、駅で読み聞かせを行い、その状況がテレビや新聞で報道される大規模なイベントであるが、これについては既に日本語での紹介<sup>(4)</sup>があるため、ここではそれ以外の特色あるプロジェクトを3つ紹介する。

1つ目は、子どもがコンピュータゲーム等のソフトウェアを審査するコンテスト「トミー」(TOMMI)<sup>(5)</sup>である。ゲームに関心のある子どもたちは、各都市の図書館を通して審査員に応募する。資格を得た子ども審査員は、図書館のプレイステーション・ポータブルやWiiといったゲーム機(ドイツでは図書館でのコンピュータゲームの提供は珍しいことではない)で、ノミネートされたゲームソフトをテストし、優劣を決める。優秀作品はフランクフルトブックフェアで表彰される。良いゲームを広めること、ゲームへの批判的なかわり方を子どもたちに教えることを目的としているが、子どもが興味を抱くものを積極的に取り入れていこうとする図書館の柔軟な発想が見られる。

2つめは、ビデオ投稿サイトYouTubeを利用した取り組み「360度みんな読書人」(360-Grad-Leser)<sup>(6)</sup>である。子どもたちは、一人であるいは友達と、自分の好きな本や雑誌などを紹介するビデオを、携帯カメラ、ビデオカメラ等で作製し、投稿する。YouTubeの評価機能で最も高い評価を得た投稿者には、賞が与えられる。

3つ目は、読書推進活動の企画そのものを競うコンテスト「アウスレーゼ」(Auslese)<sup>(7)</sup>である。模範とすべき活動やアイデアを広めることを目的に、2年に1度、いくつかの部門ごとに優れた読書推進活動を選び、表彰する。たとえば2009年には「優れた市民活動」の部門で、本に世界を旅させる活動であるブッククロッシング(E683参照)のための本棚を街路樹に設置した建築業関連団体や、宇宙旅行に見立てた小学校の読書運動(クラスの全生徒が本を1冊読むとロケットの燃料が補充されるという設定など)を考案し実践した公共図書館などが表彰されている。

ユニークな読書推進活動をさらに生み出していくための、いわば読書推進活動を推進する活動である。

## 3. 青少年審査員賞(ドイツ青少年文学賞)

ドイツで唯一国家の支援を受けて行われる読書推進活動として、「ドイツ青少年文学賞」<sup>(8)</sup>の一部門「青少年審査員賞」がある。「ドイツ青少年文学賞」は50年以上の歴史を持つ、ドイツで最も権威のある青少年文学賞であるが、文字どおり子どもたちが審査員となる同部門を2003年に新設した。州横断的な読書クラブの子どもたちで構成された青少年審査員が、前年に出版されたドイツ語圏の作品の中から最大6冊を選び、ノミネートする。最終的に選ばれた1冊は、フランクフルトブックフェアで表彰される。同世代の選んだ本に賞を与えることでより多くの関心を集め、読書推進につなげようという試みである。

## 4. 「ドイツで読む」

上記「読書基金」や「青少年文学賞」の活動、各州の取り組みなど、ドイツの読書推進活動についての情報を集め、紹介するサイト「ドイツで読む」(Lesen in Deutschland)<sup>(9)</sup>についても触れておこう。州ごと、日付ごと、活動タイプごとに情報が整理され、検索もできるなど、さながら読書推進活動のデータベースとして機能している。分野を超えた連携を促進する役割を担っている。

## 5. 図書館による読書振興活動事例

最後に、筆者が2009年11月にゲーテ・インスティトゥート(Goethe-Institut)の奨学金でドイツを訪問した際に見学することのできた、個別の図書館の事例を紹介しておきたい<sup>(10)</sup>。

1つ目は、ケルンの市立図書館の事例である(上述の報告書『読解力の促進』によれば、類似した方法による推進活動はドイツでは盛んな模様)。子どもが図書館利用登録をすると、図書館は利用カードや本を持ち帰るための布製バッグとともに、1冊のカラフルなノートを手渡す(図参照)。子どもたちは、読み聞かせの催しに参加するたびに、聞いた物語の絵をノートに描いて図書館員に見せる。図書館員はそれによって、子どもたちが本当に理解したのかどうかを知るのだという。

もう1つは、ベルリンの、外国人が人口の37%を占める地域の小さな図書館の取り組み「ヴォルトシュターク」(WortStark)である。移民の子どもを中心に、幼稚園の10人以下のグループが図書館を訪れ、図書館員(やインターンシップの学生)とともに輪を作って座り、「歯ブラシ」「鍋」といった言葉



ること、および第1回NYRでも示されていた、人々の読書に対する意識を変えて、英国を「読む人の国」(nation of readers)にすることが掲げられた<sup>(5)</sup>。

第2回NYRでは、児童・学校・家庭省から委託を受けた英国リテラシー・トラストと読書協会(The Reading Agency; E017参照)が、ブックトラスト(Booktrust)や初等教育リテラシーセンター(Centre for Literacy in Primary Education)といった読書推進事業を担う諸機関の協力を得て活動を取り仕切った<sup>(6)</sup>。

2008年1月から3月までの最初の3か月は各機関・団体に対して参加を呼びかける期間とされ、4月からは月ごとに設定されたテーマを基に、各機関・団体によるイベント、キャンペーンなどが実施され、NYR公式サイトに登録されたイベントの数はおよそ6,000にも上った。各種イベントの情報や関連記事はNYR公式サイトだけでなく、各機関・団体がイベントの情報を投稿できるサイト“WikiREADia”<sup>(7)</sup>でも提供された。“WikiREADia”は、NYR以外の情報も掲載した読書支援サイトとして機能しており、このサイトの開設が第2回NYRの大きな成果の一つであるとの評価も与えられている。

### 3. 図書館の活動

第2回NYRでは、新規利用者を増やすためのキャンペーンが英国全土の図書館で展開された。ラジオの地方局の協力を得たり、ショッピングセンターへ出向くなど様々な方法で呼びかけが行われた。その結果、2008年4月から12月までの間に当初の想定を大幅に超える230万人が新規利用登録を行った<sup>(5)</sup>。

個々の図書館でも様々な活動が行われた。屋外での読書を通して読書の楽しみを知ってもらおうという“Reading Garden”<sup>(8)</sup>や、読書の機会を広げるためにビーチに図書館の分館を臨時に設置するイベント<sup>(9)</sup>といった読書の「場」に着目した活動があった。また、子どもとその家族を対象にしたイベントが多かったことも目に付く<sup>(10)</sup>。子どもたちだけでなく、大人たちと一緒に読書を楽しもうとの考えによるのであろう。

### 4. 国民読書年の効果

NYRは、それ自体は非継続的であるが、継続的な活動のための出発点となるべきものとされている。第1回NYRの1999年から全英規模に拡大したブックスタート事業や、第2回NYRを機に開始した学校図書館協会(School Library Association)による“Book Ahead”<sup>(11)</sup>といった大規模なものから、個別の機関による小規模なものまで、NYRを契機とした継

続的な活動が数多くある。第2回NYRの活動報告書によれば、期間中に組織された団体の97%がNYR以降も継続的に活動する予定とあり、期間中に実施されたプロジェクトの80%が2009年も引き続き行われたという<sup>(5)</sup>。

NYRの影響、効果を測る指標として2つのデータを紹介しておく。1つは、英国の調査会社Taylor Nelson Sofresが第2回NYRの期間中に2度にわたって実施した、読書に対する人々の意識の変化を調べた調査の結果である。その概要は前述の活動報告書の中で紹介されている。それによると、比較的低位の社会階層に属する人々のうち、毎日子どもに本を読むという親の割合はNYR初期の3月には15%であったのがNYR後半の12月には20%に、毎日母親と一緒に本を読むという子どもの割合も17%から32%に増加しており、家庭で楽しみとしての読書をする機会が増している<sup>(5)</sup>。もう1つは、「ナショナル・テスト」での11歳の生徒らの英語(国語)の読み書きの成績である。目標水準に達している生徒の割合は、NYR実施前の1997年が62.5%、第1回NYRの翌年に当たる2000年が75%、第2回NYRの翌年の2009年が80%という結果が出ており、向上が見られる<sup>(12)</sup>。NYRを中心とした読書推進活動の目に見える効果と見ることもできよう。

(関西館図書館協力課：北條 風行<sup>ほうじょう ふうこう</sup>)

- (1) 組織改変により、教育雇用省(Department for Education and Employment)の中の教育部門は、現在、児童・学校・家庭省(Department for Children, Schools and Families)に引き継がれている。
- (2) “National Year of Reading 1998-1999”. National Literacy Trust.  
<http://www.literacytrust.org.uk/campaign/execsummary.html>, (accessed 2010-02-18).
- (3) “Frequently asked questions about the National Year of Reading”. WikiREADia.  
[http://www.wikireadia.org.uk/index.php?title=Frequently\\_asked\\_questions\\_about\\_the\\_National\\_Year\\_of\\_Reading](http://www.wikireadia.org.uk/index.php?title=Frequently_asked_questions_about_the_National_Year_of_Reading), (accessed 2010-02-18).
- (4) PIRLS (Progress in International Reading Literacy Study)は2001年に第1回、2006年に第2回の調査が行われている。“Readers and Reading: The National Report for England” National Foundation for Educational Research.  
<http://www.nfer.ac.uk/nfer/publications/PRN01/PRN01.pdf>, (accessed 2010-02-18).  
National Foundation for Educational Research. “Progress in International Reading Literacy Study (PIRLS 2006)”. Department for Children, Schools and Families.  
<http://www.dcsf.gov.uk/research/data/uploadfiles/DCSF-RBX-03-07.pdf>, (accessed 2010-02-18).
- (5) National Literacy Trust, ed. “Reading: The Future”. Reading for Life.  
[http://www.readingforlife.org.uk/fileadmin/rfl/user/21522\\_NYR\\_Guide\\_AW\\_v3.pdf](http://www.readingforlife.org.uk/fileadmin/rfl/user/21522_NYR_Guide_AW_v3.pdf), (accessed 2010-02-18).
- (6) “2008 National Year of Reading”. WikiREADia.  
[http://www.wikireadia.org.uk/index.php?title=2008\\_National\\_Year\\_of\\_Reading](http://www.wikireadia.org.uk/index.php?title=2008_National_Year_of_Reading), (accessed 2010-02-18).
- (7) WikiREADia.  
<http://www.wikireadia.org.uk/>, (accessed 2010-02-18).
- (8) 例えば、以下のものなど。  
“Reading Garden at Hayle Library”. WikiREADia.

- http://www.wikiread.org.uk/index.php?title=Reading\_Garden\_at\_Hayle\_Library, (accessed 2010-02-18).  
 "Reading garden - New Ash Green library, Kent".  
 WikiREADia.  
 http://www.wikiread.org.uk/index.php?title=Reading\_garden\_-\_New\_Ash\_Green\_library%2C\_Kent, (accessed 2010-02-18).
- (9) "Books on the beach - Poole libraries". WikiREADia.  
 http://www.wikiread.org.uk/index.php?title=Books\_on\_the\_beach\_-\_Poole\_libraries, (accessed 2010-02-18).
- (10) 例えば、以下のものなど。  
 "Family Reading - a town fun day in Wiltshire".  
 WikiREADia.  
 http://www.wikiread.org.uk/index.php?title=Family\_Reading\_-\_a\_town\_fun\_day\_in\_Wiltshire, (accessed 2010-02-18).  
 "Family Reading Groups in Leicestershire". WikiREADia.  
 http://www.wikiread.org.uk/index.php?title=Family\_Reading\_Groups\_in\_Leicestershire, (accessed 2010-02-18).
- (11) 0歳から7歳までの幼い子どもたちに読書の楽しみを広める学校図書館協会の取り組み。  
 "Book Ahead". School Library Association.  
 http://www.bookahead.org.uk/, (accessed 2010-02-18).
- (12) 「ナショナル・テスト」(National Test) は、イングランド地域の生徒を対象にした統一学力テストで、1988年から実施されている。7歳、11歳、14歳の生徒を対象としてきたが、14歳の生徒を対象としたテストは2008年を最後に終了している。  
 "School and college achievement and attainment tables".  
 Department for Children, Schools and Families.  
 http://www.dcsf.gov.uk/performance/tables/, (accessed 2010-02-18).

## CA1708

### 米国の読書推進活動

#### —Big Read が図書館にもたらすもの—

米国の国立芸術基金 (National Endowment of Arts; NEA) は、2009年1月に『盛んになる読書』(Reading on the Rise) という報告書<sup>(1)</sup>を公表した。これは、5～10年おきに実施されている、米国の成人の文学作品の読書に関する調査の報告書で、2008年の調査では、1982年の調査開始以来低下を続けていた、文学作品を読む成人の比率が上昇に転じたことが報告された (E885 参照)。その前の2002年の調査では、比率が初めて50%を下回り、その報告書『危機にある読書』(Reading at Risk)<sup>(2)</sup>では、タイトルが示すように、読書活動の衰退とそこから起こりうる社会への悪影響への危機感が示されていた (E224 参照)。状況が好転した要因の一つは、官民での様々な読書推進・リテラシー向上のための活動<sup>(3)</sup>であると思われる。本稿では、その代表的な例として、NEAが中心となり全米規模で実施している読書推進活動“Big Read”について紹介する<sup>(4)</sup>。

#### 1. Big Read 開始の経緯とその概要

Big Read は、博物館・図書館サービス機構 (Institute of Museum and Library Services; IMLS) 及び芸術支援団体 Arts Midwest との協力のもと NEA が

2006年から実施しているもので、1つの文学作品を中心とした地域全体での読書推進活動に対し、助成金やその他の活動支援を行うというプログラムである。文学作品に限定しているのは、想像力や他者への共感能力といった、文学作品がもたらす力が重視されているためである。

開始の契機となったのは、2004年に出された前述の『危機にある読書』であった。NEAはまず、米国各地で行われていた“One Book, One Community”プログラム<sup>(5)</sup>等の読書推進活動の成功点と課題について調査した上で、2006年に10地域を対象にBig Read プログラムを試験的に開始した。翌2007年から対象地域を100以上に拡大して本格的に実施し、2009年6月に終了した第5期までの累計で、全50州の500以上の地域でBig Read が開催され、各地域でのイベントに200万人以上が参加している。2009年9月から2010年6月までの第6期は、過去最多となる約270の地域で実施されている。

各地域でBig Read を開催するためには、NEAに申請をして審査に通らなければならない。主催者として申請できるのは、図書館等の公共機関や非営利団体等で、図書館以外の機関・団体が申請する場合には、図書館をパートナーとすることが求められる。申請にあたっては、コミュニティ全体を対象とした約1か月間の活動計画を提出しなければならない。助成金は2,500ドルから2万ドル(約23万円から約180万円)の範囲となっているが、主催者側でも助成金と同額の資金を用意しなければならない。第6期の助成金の総額はおおよそ370万ドル(約3億4千万円)である。

対象となる作品<sup>(6)</sup>は、図書館員・作家ら22人で構成される委員会の推薦に基づき決定される。米国議会図書館のビルントン (James H. Billington) 館長も委員会のメンバーである。作品は米国文学が中心であるが、19世紀から21世紀まで、幅広い年代の作品が選択されている。第6期では28作品と3人の詩人の詩が対象となっており、『トム・ソーヤーの冒険』『グレート・ギャツビー』『マルタの鷹』『怒りの葡萄』『華氏451度』『ゲド戦記』『ジョイ・ラック・クラブ』等の作品が含まれている。各地の主催者は、これらの作品の中から1つを選ぶことになる。

#### 2. 各地域での実施にあたって

コミュニティ全体に活動を行き渡らせるためには、図書館、学校、大学、芸術団体、地方自治体、マスメディア、出版社、書店等の、官民の各機関とのパートナーシップが必要となる。各地域の主催者は、NEAによる事前のオリエンテーションで、実務的な

知識や過去の実践例を学んだり、他地域の主催者と意見交換を行うなどして実施に備える。NEAからは、作品についての資料（読者用ガイド、音声ガイド等）や広報用キット（ポスター、横断幕等）、情報を掲載したウェブサイト等が提供される。

各地で開催されるイベントの種類としては、市長等が参加するオープニングイベント、対象作品を主要内容としたイベント（パネルディスカッション等）、対象作品に関連したイベント（映画上映等）等がある。

選定作品を多くの人に読んでもらう手段として、多くの主催者が、ペーパーバック版を大量に購入し住民に無料で提供している。図書館や学校だけでなく、バスターミナルや薬局等、様々な場所で配布されている。また、地元メディアへの取材依頼や新聞広告等、認知度を高めるための工夫も実施している。

対象作品の中からどの作品を選ぶかは悩ましいところであるが、その地域の事情を意識した選定を行っている地域もある<sup>(7)</sup>。公民権運動の一つの契機となった「ブラウン対教育委員会」裁判の地であるカンザス州トピカの図書館では、黒人女性の主人公の生涯を描くハーストンの『彼らの目は神を見ていた』を選定し、ブラウン裁判記念館でのイベントに多くの住民が参加するなど、人種問題への関心を喚起した。ロシア系移民の多いペンシルバニア州ランカスター郡の図書館では、トルストイの『イワン・イリイチの死』を選定し、さまざまなイベントにロシア系住民が参加したことで、新旧の住民の間での交流が生まれた。

各地の事例報告を見ると、Big Readは単なる読書イベントではなく、コミュニティをまとめる原動力となっており、しかもそれは地域でのBig Readプログラムが終了した後も続くようである。

### 3. 図書館にとっての Big Read

主催者あるいは共催者として Big Read に関わる図書館にとっても、特に他機関とのパートナーシップの経験から、得られるものは大きい。テキサス州の図書館で Big Read を担当した職員は、他機関との連携により新たなサービス対象に接することができるだけでなく、図書館がコミュニティの重要な部分であることを示すチャンスともなると指摘している<sup>(8)</sup>。つまり、他分野のリーダーと協働している姿を見せることが、図書館への信頼を高め、図書館の活動と予算への理解を得ることにもつながりうるということである。IMLS の図書館部門のチュート (Mary Chute) 氏は、他機関と協働する能力は 21 世紀の図書館に最も求められるものであり、Big Read

はその能力を鍛える理想的な機会であるとしている<sup>(7)</sup>。  
(関西館図書館協力課：田中 敏)

- (1) National Endowment for the Arts. Reading on the Rise : A New Chapter in American Literacy. 2009, 11p.  
<http://www.arts.gov/research/readingonRise.pdf>, (accessed 2010-02-08).
- (2) National Endowment for the Arts. Reading at Risk : A Survey of Literary Reading in America (Executive Summary). 2004, 6p.  
<http://www.nea.gov/pub/ReadingAtRisk.pdf>, (accessed 2010-02-08).
- (3) 連邦政府教育省によるリテラシー向上支援を主目的とする読書プログラムや、各種団体等による読書推進活動を紹介したものとして、次の文献がある。  
岩崎れい, “読書プログラムの現状と課題”. 米国の図書館事情 2007 : 2006 年度国立国会図書館調査研究報告書. 国立国会図書館関西館図書館協力課編, 日本図書館協会, 2008, p. 329-332, (図書館研究シリーズ, 40).  
<http://current.ndl.go.jp/node/14419>, (参照 2010-02-08).
- (4) Big Read の概要、経緯等については、主にウェブサイトの情報による。  
The Big Read.  
<http://www.neabigread.org/>, (accessed 2010-02-08).  
“The Big Read Brochure”. National Endowment for the Arts.  
<http://www.neabigread.org/docs/BigReadBrochure.pdf>, (accessed 2010-02-08).
- (5) コミュニティ全体で議論ができるような 1 つの作品を選び、読書によるコミュニティの結びつきの強化を狙う取組み。1998 年にシアトル市で始まり他地域にも広まったもので、現在も実施されている。  
One Book. One Community.  
<http://www.oboc.org/>, (accessed 2010-02-08).
- (6) “The Big Read Catalogue”. National Endowment for the Arts.  
<http://www.nea.gov/pub/BigReadCatalog.pdf>, (accessed 2010-02-08).
- (7) Dempsey, Beth. Big Read, Big ROI. Library Journal. 2008, 133(19), p. 26-29.  
<http://www.libraryjournal.com/article/CA6611581.html>, (accessed 2010-02-08).
- (8) Hilyar, Nann B. The Big Read = A Big Opportunity for Your Library. Public Libraries. 2009, 48(5), p. 9-15.

## CA1709

## 米国ロチェスター大学での 研究者・学生の行動調査

### はじめに

ロチェスター大学はニューヨーク州北西部、五大湖のひとつオンタリオ湖のほとり、カナダとの国境にも近く、コダックやゼロックスの発祥地でも知られるロチェスター市にある。学部生が約5,000人、大学院生らが約4,000人、3つのキャンパスと6つの部門をもつ中規模の大学で、U.S. News & World Report 誌の2010年大学ランキング<sup>(1)</sup>では全米35位にランクされている。また、1936年、社会運動家の賀川豊彦が、後に世界各国で翻訳・出版された“Brotherhood Economics”の講演を行い<sup>(2)</sup>、2002年ノーベル物理学賞を受賞した小柴昌俊氏が博士学位を取得した大学でもある。

このロチェスター大学リバーキャンパス図書館で、注目すべき取り組みが行われている。それはシンプルで、原始的だが、図書館員の多くが見落としているという点で新しい、大学の構成員の行動を調査するというものである。本稿では、この取り組みを紹介する。

### 教員への調査—機関リポジトリ拡張—

始まりは2003年、その前年に設置していた機関リポジトリが思っていた以上に利用されていないことに図書館員が気づいた。リポジトリ設置当初は、教員も積極的に利用し、研究成果を登録すると言っていたのに、である。機関リポジトリが教員をはじめとする研究者たちのニーズに合っていないのか、そもそも研究者たちのニーズとは何なのか、研究者たちはどうやって研究をしているのか。これらのことを理解するために、図書館員は教員を対象に調査を始めた<sup>(3)</sup>。

この調査にあたって、リバーキャンパス図書館では、人類学者のフォスター (Nancy Fried Foster) 博士を起用し、ワーク・プラクティスという調査方法を用いた。ワーク・プラクティスは、人類学で行われてきた、調査対象の行動を詳細に観察し、記録するという方法である。図書館員たちは、調査手法について訓練を受けた後、どのようなプロセスを経由してアイデアに辿り着き、研究しているのかを教員にインタビューし、研究に使っているコンピュータや研究室の書棚、研究に使っているツールを見せてもらった。そして、それらを記録し、図書館員同士で話し合った<sup>(4)</sup>。

専門分野が異なれば、違う部族に属しているグル

ープと見なすくらいがいいというフォスター博士のアドバイス通り、教員たちの研究方法や文献整理方法は専門分野によって様々で、個人によっても異なっていた。しかし、いくつかの共通点もあった。まず、研究者自身の考え方についてである。研究者は所属機関にではなく、同じ分野の研究者や同僚に対して、非常に高い関心を持っている。そして、研究者は自分の研究が一番であり、研究に役に立つものなら進んで取り入れている。機関リポジトリがあまり取り入れられなかったということは、この時点での機関リポジトリが、研究に利益をもたらすとは思われていなかった、ということである<sup>(5)</sup>。

また、共通した悩みも持っていた。共同研究者と原稿を書き進めていく際に効率的に原稿のバージョンを管理する方法や、学会の口頭発表資料などを保存し、必要なときにすばやく探することができる方法を望んでいた。つまり、これらをうまく機関リポジトリに機能追加できれば、もっと使ってもらえるリポジトリになるのではないか。このことから、コンテンツ登録の動機を活性化させるためにダウンロード統計を表示し、機関リポジトリに研究者個人用のページを追加設計し、公開部分では研究者の研究成果のすべてを展示するショーケースとして、非公開部分では、原稿執筆や共著作業、セルフアーカイビング、セルフパブリッシングといった研究支援ツールとなるよう、大幅な機能拡張を行った。

機関リポジトリのコンテンツ数を増やすには、2008年にハーバード大学が取り決めたように登録を義務化する方法がある。また別の方法としては、図書館ユーザが自然と使いたいと思うような機関リポジトリにすることである。ロチェスター大学では、まさに後者の方法を行おうとしている。教員への調査は、機関リポジトリをよりよくするという目標を超えて、ユーザのニーズを満たすために、真にユーザを理解するという点で大きな収穫となった。しかし、ユーザは教員だけではない。2004年、次は学生たちの調査を開始した。

### 学生への調査—学生たちが望んでいること—

学生たちは実際、どのようにして研究論文を書いているのか、どのようなサービス・リソース・設備が彼らにとって最も役に立つのか、ということに関心を持った図書館員たちは、ブラックボックスにも思える学生たちの行動習慣調査を行った<sup>(6)</sup>。

まずは、14人の教員に、優れた論文の特徴と学生らがどのようにして論文を書くことを期待しているのかについてインタビューした。ここでも回答はバラバラだが、全般的には課題設定が適切で、説得力

のある論文が優れているとする共通点が見えた。しかし、教員の多くは、大学院生は研究の方法を知っていると答えたが、学部生がどうやってその技術を身につけることができるのかについては明確に説明できなかった。

次に図書館のレファレンスデスクに相談に来た学生やキャンパス内にいた学生にインタビューを行った。学生たちは参考文献を見つけることよりも、論文の編集や執筆作業に不安を感じており、図書館員は資料を探す人でしかなく、教員こそが主題専門家であると語った。

学生への調査ではインタビューの他に、紙の上で図書館のレイアウトを自由にデザインさせる方法や、図書館内で気に入っている場所の写真を撮影し、その理由を聞き出す写真抽出法、学生の一日の行動を地図上に落として、時間とその行動理由をインタビューしてマッピングする方法が用いられた。図書館員の想像以上に、学生たちのスケジュールは朝早くから夜遅くまでびっしりと埋められ、授業やミーティング、グループ研究、クラブ活動、アルバイト等でキャンパス内外を忙しく動き回り、ようやく午後11時頃から集中して課題に取り組む時間を持つことがわかった（ロチェスター大学の大半の学生はキャンパス内の寮に居住している）。

この学生対象の調査では、図書館員たちが従来考えてきたものとはかなり異なる学生像が浮かび上がってきた。まず、学生たちが図書館に求めるのは、静かな場所やくつろげる場所、友達と一緒に勉強・議論できる場所、飲食できる場所、メールをチェックできるコンピュータ、資料の探し方を相談できる人、カフェなど実に様々であるが、要は一つ屋根の下で全てのことをしたいと思っている。これは図書館員が従来考えてきたサービスモデルとは極めて異なっている。今の学生は何でもしてくれる母親のようなサービスを求めている。また、学生たちはとても忙しく、レファレンスサービスをはじめ、多くの図書館サービスが学生たちのスケジュールに一致していない。これらの調査結果から、午後9時に閉まっていたリバーキャンパス図書館レファレンスデスクのサービス時間を延長し、ライティングセンターとの連携を拡大する試みを、2006年春学期と秋学期のそれぞれ最終4週間に行った。

学生たちに話を聞くには、考えているような大がかりな装置は必要ない。少しの報酬（ひとりあたり5ドル程度）とピザとコーヒーがあれば、学生たちは協力的に話をしてくれる。学生たちに話を聞くことができたことは、図書館員の間を実験的精神を根付かせた。即ち、図書館員が学生たちに勝手な想定を

するのではなく、図書館内で、あるいは図書館を出て、実際に学生に話を聞いてみるという共通の考え方が図書館員の間にてきてきた。

#### 大学院生への調査—オーサリングツールとの関わり—

最後に2006年から2008年まで大学院生への調査を実施した<sup>(7)</sup>。論文を個人や共同で執筆するときに、どのようなオーサリングツール（ウェブ上で論文を編集・管理できるアプリケーション）が必要かを知るためであり、これらのオーサリングツールは機関リポジトリに搭載される予定である。研究・執筆・保存活動を1つのインターフェースで実現するための機関リポジトリの補強には、大学院生の研究行動調査が最適と思われた。というのは、大学院生は将来、教員や研究者になろうとしている、論文執筆者であるからだ。

今回もワーク・プラクティス法で、25人の大学院生とその指導教員にインタビューを行い、図書館での勉強場所や研究室、自宅の部屋などにビデオカメラを設置し、大学院生の研究プロセスを記録した。

調査の結果、さまざまなことがわかってきた。大学院生は自分の研究者としての未熟さを心配していることが見てとれた。大学院生の最大の敵は、論文を執筆するために読まなければならない大量の文献（PDF / HTML / 紙媒体など）であり、それをどのように整理し、保存し、必要なときにすばやく取り出すことができるかに頭を悩ませていた。これを解決するために、ノートに記録するような従来の技術と、Google Docs / DocuShare / RefWorks / EndNoteといったデジタル技術を、時と場合に応じて組み合わせて使っているが、その技術を図書館員から学ぶことはなく、自習や仲間、指導教員から学ぶことで対処していることがわかった。図書館員が行う支援が大学院生にとって十分に価値のあるものであると受け入れてもらえれば、図書館が大学院生を支援するチャンスは存在する。

#### ユーザ中心の図書館へ

教員、学部生、大学院生らの行動を調査し、ニーズが多様であることも、いくつかの共通した要望があることもわかってきた。ユーザが望むことの全てを実現するキラー・アプリケーションツールを開発し、何でもしてあげる学生たちのママになることは、できそうもなく、将来的にも不可能と思われる。学生たちへの調査でわかったように、昔と今の学生は驚くほど変化しているし、もっと短いスパンでも変化している。ユーザは変わり、ユーザの要望は変わっていくのだ。重要なことは、その変化に向き合う

ことである。「これが図書館のサービスです」といった図書館側からの提示ではなく、ユーザの行動に注目し、その声に耳を傾け、それを図書館に活用する変化を恐れないことである。そこからユーザ中心の図書館は生まれてくると考えられる。

リバーキャンパス図書館の人類学的手法を使った調査は、問題関心と対象を変えて継続されている。ロチェスター大学の挑戦は続く。

(京都大学附属図書館：西川 真樹子<sup>にしかわ まきこ</sup>)

- (1) "National Universities Rankings Best Colleges 2010". US News and World Report. <http://colleges.usnews.rankingsandreviews.com/best-colleges/national-universities-rankings/>, (accessed 2010-01-12).
- (2) 賀川豊彦. 友愛の政治経済学. 加山久夫ほか訳. コープ出版, 2009, 171p.
- (3) Foster, Nancy Fried et al. "より多くのコンテンツを機関リポジトリに集めるために教員を理解する". 国立情報学研究所. <http://www.nii.ac.jp/metadata/irp/foster/>, (参照 2010-01-12).  
Foster, Nancy Fried et al. Understanding Faculty to Improve Content Recruitment for Institutional Repositories. D-Lib Magazine. 2005, 11(1). <http://www.dlib.org/dlib/january05/foster/01foster.html>, (accessed 2010-01-12).
- (4) Gibbons, Susan. Assessment in Academic Research Libraries. 大学図書館研究. 2008, (84), p. 1-4.
- (5) Gibbons, Susan. "Studying Users to Design a Better Repository". DRF International Conference 2009 発表予稿集. 東京工業大学, 2009-12-03/04, DRF International Conference 2009 実行委員会, 2009, p. 66-71. [http://drf.lib.hokudai.ac.jp/drf/index.php?plugin=attach&refer=DRFIC2009&openfile=session3\\_susangibbons.pdf](http://drf.lib.hokudai.ac.jp/drf/index.php?plugin=attach&refer=DRFIC2009&openfile=session3_susangibbons.pdf), (参照 2010-01-12).
- (6) Foster, Nancy Fried et al., eds. Studying Students: The Undergraduate Research Project at the University of Rochester. 2007, 90p. <http://docushare.lib.rochester.edu/docushare/dsweb/View/Collection-4436>, (accessed 2010-01-12).  
邦訳については、国立情報学研究所の協力を得た。
- (7) Ryan, Randall et al. "次世代の学者 ロチェスター大学での調査報告書". Digital Repository Federation. [http://drf.lib.hokudai.ac.jp/drf/index.php?plugin=attach&refer=Foreign%20Documents&openfile=NextGeneration\\_ja.pdf](http://drf.lib.hokudai.ac.jp/drf/index.php?plugin=attach&refer=Foreign%20Documents&openfile=NextGeneration_ja.pdf), (参照 2010-01-12).  
Ryan, Randall et al. "The Next Generation of Academics: A Report on a Study Conducted at the University of Rochester". University of Rochester. 2008-09-17. <http://hdl.handle.net/1802/6053>, (accessed 2010-01-12).

Ref:  
University of Rochester. <http://www.rochester.edu/>, (accessed 2010-01-12).  
River Campus Libraries, University of Rochester. <http://www.library.rochester.edu/>, (accessed 2010-01-12).  
Gibbons, Susan. 大学図書館評価. 西川真樹子訳. 大学図書館研究. 2008, (84), p. 5-8. <http://hdl.handle.net/2433/81821>, (accessed 2010-01-12).

補記：

本稿脱稿後、ロチェスター大学が機関リポジトリのリニューアル版を発表している。新たに追加された機能には、リバーキャンパス図書館の調査結果が反映されている模様である。

"Virtual Work Space for Academics Promises Greater Access to Research". University of Rochester. <http://www.rochester.edu/news/show.php?id=3556>, (accessed 2010-03-05).

## CA1710

### ロシアの公共図書館の現状と その発展構想

#### 1. 2020年までのロシアの発展構想

ロシアは、1998年の経済危機以後、石油・天然ガスの輸出価格高騰にも助けられて急速な経済成長を遂げ、近年では、BRICsと呼ばれる、新興経済大国の一角を占めるに至った。ウラジーミル・プーチン大統領（当時）は、2006年7月に経済発展貿易省を中心に、2020年までの社会経済の発展戦略を示す「ロシア連邦の長期社会経済発展構想」の策定を始めた。これは、資源産業を中心に発展しつつあるロシア経済を、その果実を利用しつつ、将来的には製造業による発展を可能にする方向に構造転換をはかり、世界的強国としての地位を確立するとともに、国民生活の向上をはかろうというものである<sup>(1)</sup>。

構想の策定においては、国民各層が討議に参加する形がとられ、2007年に一次案、二次案が発表された後、大統領がドミトリー・メドヴェージェフに交代した後の2008年11月に政府決定として採択された<sup>(2)</sup>。

構想は、法令集の120ページ以上にわたるものだが、簡単にまとめると、次のような部分から成る。

#### 1. 人的ポテンシャルの発展

人口政策、保健、住宅、年金、雇用、若年層施策などの福祉・社会政策、および、教育、文化、スポーツ政策、環境政策。

#### 2. 経済制度の発展とマクロ経済の安定性維持

イノベーションが可能となるような、制度的、金融的環境づくり。

#### 3. 国家競争力の向上

科学技術の発展、ハイテク産業の発展、産業基盤を提供する産業部門（エネルギー、運輸等）、資源産業（水、森林等）、農業、水産業の発展と競争力強化。

#### 4. 対外経済政策

貿易の発展と多角化、CIS諸国との関係強化、外国資本と技術の導入と規制の透明化。

#### 5. 地域の発展

構想中、図書館・情報政策に関係すると思われるのは、「1. 人的ポテンシャルの発展」中の、教育の発展に関する部分である。具体的には、次のような項目が入っている。

・ 地域図書館、自治体図書館を基盤に、法律、ビジ

ネス情報、社会的に重要な情報のセンターを発展させる。

- ・集会所、図書館、博物館、展示場、児童芸術学校等を一体化した多機能複合文化施設網を形成する。
- ・巡回複合文化施設（移動集会所、移動図書館、映写設備等）を増やす。
- ・文化機関に、近代化と技術革新のための投資を行う。
- ・図書館、博物館、文書館、映画資料館、写真館等が機能し発展する条件を保証する。
- ・図書館資料、博物館資料、文書館資料、映画・映像・写真・音声資料の保存と補充。
- ・文化財の状態と利用を把握できる全ロシアのデータベースの構築。
- ・文化財集成の編集と出版。
- ・文書館・図書館・博物館の映画・写真・映像・音声資料のデジタル化とインターネットによる公開。
- ・文化施設の利用者を、2012年には2007年比10%増加させる。
- ・図書館蔵書は、82.3%の施設が基準を満たすように充実させる<sup>(3)</sup>。
- ・私企業と国家とのパートナーシップ制度を発展させ、予算外の資金を導入することで、予算支出を削減する。

なお、2007年には対GDP比0.7%だった文化予算の比率を、2020年までに1.5%に引き上げるとしている。

## 2. 公共図書館の現状

ソ連解体後のロシアにおいては、社会主義経済から市場経済への移行に際して、急激な経済の落ち込みが数年にわたって生じた。この間、公共図書館は厳しい経営状況におかれたことは、想像に難くない<sup>(4)</sup>。その底は1998年の金融ショックであったが、その後、石油等の資源輸出の成長を主要な原動力として、2000年以後、ロシア経済は急速な成長を遂げたのは、前述のとおりである。

このことが、ロシアの図書館にどう作用したのか、興味深いところであるが、最近ようやく、この間のロシアの公共図書館に関する統計が発表されたので、その一部を紹介しよう<sup>(5)</sup>。

まず、公共図書館の館数だが、1989年の62,900館が、1996年には53,500館、2006年には47,100館に減少を続けている。都市と農村で区分すると、都市部は1989年の20,800館から1996年には13,800館、2006年には10,900館に減少。農村部は、1989年の42,100館から1996年に39,700館、2006年には36,200館に

減少した。減少は農村部より都市部において顕著で、体制転換前のほぼ半数になった。図書館が閉鎖される理由について、統計書は、地方行政機関が、住民の意見を聞かず「施設網最適化のため」として、予算削減を目的に実施することが多いとコメントしている。

また、この間、公共図書館の所蔵資料数は、1989年に11億5,600万冊であったのが、1996年は9億8,200万冊、2006年は9億2,800万冊に減少した。この理由について、統計書では、古くなった資料の廃棄が受入を上回っているためと解説する。なお、2006年における内訳は、都市部5億8,600万冊、農村が3億4,200万冊である。

この他、『図書館』(Библиотека)誌の記事によると、コンピュータを設置している公共図書館は約8,200館で全体の17%、インターネットに接続している館は約3,100館で7%に満たない。電話がある図書館が約13,500館とのことなので、裏を返せば、33,000以上の館には電話すらないということになる<sup>(6)</sup>。

もとの統計に戻ると、2006年の公共図書館に対する公共支出は、85億8,000万ルーブル、うち、建物などの固定資産修復に8億9,600万ルーブル、設備の導入に6億6,600万ルーブル、蔵書の購入に15億9,700万ルーブルが支出された。単純に図書館数で割ると、1館あたりの公共支出は18万3,000ルーブル、2006年当時のルーブルのレートは、1ルーブルが4円程度であったので、邦貨では70万円強ということになる。

このように、ロシアの公共図書館をめぐる現実には厳しいが、一方、2009年5月にはサンクトペテルブルクを中心部に、歴史的資料を主に扱う大統領図書館が開館するなど、最近、国民の福利向上および国民文化の発展という見地から、図書館への注目度は向上しつつあるように思われる。先述した「発展構想」において図書館施策が取り上げられているのも、その表れと見ることができよう。

## 3. 文化省の図書館振興プログラム

ロシア連邦文化省は「ロシア文化2001-2005」および「同2006-2010」という計画に図書館振興策を盛り込み、状況の改善をはかってきたが、2008年9月に後者を大幅に改訂した、「2015年までのロシア連邦の文化とマスコミュニケーション分野の発展に関する国家基本計画およびその実行プラン」<sup>(7)</sup>を採択した。

この「計画」は、最初にその目的を、①文化の維持・発展、②社会の安定、③経済成長、④国家の安全とした上で、以下の4つの事項に分けて、実施すべき項目を列挙している。

1. ロシアの一体的な文化・情報空間の維持と発展
2. ロシア諸民族の多民族的文化遺産の維持と発展
3. 芸術教育と科学の制度改善
4. 世界的文化プロセスへのロシアのさらなる統合と、外国でのその肯定的イメージの強化

図書館関係でここに掲げられているのは、移動図書館サービスのスタート、図書館関係法規の改善<sup>(8)</sup>、資料収集の強化（住民1,000人当たり年間250タイトル）、情報システムを利用した収集方法と目録方法の改善、共同電子技術への移行とロシア図書館総合目録の作成である。

これだけでは、断片的で、政策としての整合性が伝わってこないが、文化省文化遺産局次長で、図書館文書館課長のタチヤナ・マニーロヴァ(Татьяна Манилова)によると、文化省はこのプログラムを図書館政策面で具体化するものとして、「2015年までのロシア連邦における図書館事業発展プログラム構想」を策定したという<sup>(6)</sup>。

彼女の論文によれば、ここでは、人権としての情報アクセスの保証、国民文化遺産の保護とともに、情報技術を導入してサービスを近代化することに重点がおかれているようであり、今後の行方に注目していきたい。

(北海道大学：兔内 勇津流)

- (1) 検討のプロセスについては、以下の文献を参照。  
平和・安全保障研究所. 2020年のロシア. 2008. 135p.
- (2) Ст. 5489. Концепция долгосрочного социально-экономического развития Российской Федерации на период до 2020 года. Собрание законодательства Российской Федерации. 2008(47), p. 14010-14135.
- (3) 「構想」中には、基準の具体的な内容は示されていない。
- (4) 1990年代半ばまでの状況については、以下の文で扱ったことがある。  
兔内勇津流. “図書館”. 情報総覧 現代のロシア. ユーラシア研究所編. 大空社, 1998, p. 477.
- (5) Библиотечные ресурсы России в 1996-2006 гг. : информационно-аналитический обзор. Москва, Пашков дом, 2009, 265p.
- (6) Манилова, Татьяна. О концепции программы развития библиотечного дела в Российской Федерации до 2015 года. Библиотека. 2009(2), p. 6-9.
- (7) “Основные направления государственной политики по развитию сферы культуры и массовой коммуникации в Российской Федерации до 2015 года и план действий по их реализации”. Министерство Культуры Российской Федерации.  
<http://mkrf.ru/documentations/581/detail.php?ID=61208>, (accessed 2010-02-01).
- (8) 具体的には書かれていないが、運営に関する基準の充実や、法制上の優遇を内容とするのではと想像される。

CA1711

## 米国議会図書館における 録音・映像資料の保存と活用の状況

### 1. はじめに

米国議会図書館 (Library of Congress; 以下、LCとする) の映画放送録音物部 (Motion Picture, Broadcasting, and Recorded Sound Division; 以下、MBRSとする) は、100万点を超える映像資料 (映画フィルム、テレビ番組等) と300万点近くの録音資料 (音楽CD・レコード、ラジオ番組、歴史的音声等) を所蔵する、世界有数の規模を誇る録音・映像アーカイブである<sup>(1)</sup>。所蔵するコレクションには、あらゆる記録メディアが含まれており、古いものでは、エジソンが発明した円筒型レコードや、1950年代頃まで使われていたナイトレートフィルムといわれる強い可燃性をもつ映画フィルム等が保存されている<sup>(2)</sup>。

国立国会図書館で音楽・映像資料室に勤務する筆者は、2009年10月から11月にかけてLCを訪問する機会を得た。本稿では、LCにおける録音・映像資料の保存と活用の状況について紹介する<sup>(3)</sup>。

### 2. 保存状況と保存設備について

MBRSでは主に、納本制度による納入、寄贈、購入の方法で資料を収集している。録音資料については、納本制度が整備されたのが1972年と比較的遅く、それまでは主に寄贈により資料を収集しており、それが現在のコレクションの基礎となっている。収集された資料は、これまでLC内部と米国内数か所の倉庫で管理されていたが、2007年、ワシントンD.C. から約100キロメートル離れたバージニア州カルペパーに国立視聴覚資料保存センター (National Audio Visual Conservation Center; 以下、NAVCCとする)<sup>(4)</sup> が開館し、LCが所蔵する視聴覚資料が全て集められ、収集・整理から保存、デジタル化までが一貫して行われるようになった。

NAVCCは丘陵地を利用して建てられており、丘の斜面に横穴を掘って書庫が作られている。建物は3階建てで、総面積は約41.5万平方フィート (約38,500平方メートル)、書庫スペースは棚の長さにして約90マイル (約145キロメートル) にも及ぶ。その他、124のナイトレートフィルム専用保管庫なども備えられている<sup>(5)</sup>。

建物の内部は、資料の受入れから整理、書庫に収めるまで効率よく作業できるように設計されている。1階が映像セクション、2階が録音セクションの作業フロアと書庫になっており、搬入された資料は、映

像資料は1階、録音資料は2階で受入れ、整理された後、それぞれそのまま同じフロアにある書庫に運ばれる。書庫内には、各媒体の大きさに合ったキャビネットや収納棚が空間に無駄なく設置されており、温湿度も各媒体に最適な設定が維持されている。録音資料は一律、華氏50度（摂氏10度）・湿度35%、映像資料は媒体に応じて華氏25度（摂氏-3.9度）から華氏50度まで4段階の環境（湿度は30%から35%）が整えられている<sup>(6)</sup>。地中のため、温度・湿度を調節しやすいとのことである。

資料の整理にあたっては、LC分類（Library of Congress Classification）ではなく、独自の分類方法（資料の形態による分類）がとられており、書庫にも分類別に収められる。なお、新しい出版物よりも、利用者の要望の多い、古い資料の整理を優先して行っているとのことである。

3階は、デジタル化や映画フィルムの保存作業のためのフロアである。録音資料のデジタル化は音響設備の整った専用ルームでエンジニアの手作業により行われており、ビデオカセットのデジタル化には、全自動のデジタル化システムSAMMA（System for the Automated Migration of Media Assets）<sup>(7)</sup>が導入されている。デジタル化作業では、保存用ファイル、再生専用ファイル、メタデータが作成され、保存用ファイルはNAVCC内に設けられたデータセンターに保管される。なお、デジタル化された後も、オリジナル資料は必ず保存される。このように、NAVCCは、保存やデジタル化のための最先端の設備と、大規模かつ長期保存に最適な保管庫を備えており、世界的にも注目される施設となっている。



図 NAVCCの外観

### 3. 利用方法と活用状況について

録音・映像資料はすべてNAVCCに保存されることになったが、利用者はこれまで通りワシントンD.C.中心部（キャピトルヒル）にあるLC<sup>(8)</sup>の閲

覧室でサービスを受けることができる。マディソン館1階で録音資料レファレンスセンター（Recorded Sound Reference Center）が、同3階で映画・テレビ資料閲覧室（Motion Picture and Television Reading Room）が運営されており、利用方法は各閲覧室で若干異なる。録音資料の場合、利用申込みがあるとNAVCCで再生専用のデジタルファイル（保存用デジタルファイルとは異なる）が作成され、閲覧室に送信される。利用者はその音源を備え付けのPCで利用する。ジャケットや歌詞カードの閲覧を希望すれば、それらの画像もデジタル化して提供される。著作権上の問題があるため、利用できるのは閲覧室内のPCに限られる。映像資料の場合、録音資料とは異なりファイル容量が大きくなるため、オンデマンドによるデジタル化には対応していない。そのため、デジタル化済みでない資料については、コピー資料があるものに限り、週に一度NAVCCから運搬して閲覧に供している（オリジナル資料しかないものは利用不可）。いずれの場合も、利用は研究目的に限られ、資料の準備に時間を要するため閲覧には予約が必要とされる。また、著作権者の許諾を得られれば、複製サービスを受けることができる。

資料の検索手段として、LCのメインのオンライン目録<sup>(9)</sup>および一部の録音資料でSONICと呼ばれる独自のオンライン目録<sup>(10)</sup>が利用できるが、一部では依然としてカード目録が使用されており、タイトルからしか検索できないものも多い。今のところ、全ての資料を網羅的に検索できるデータベースは無いとのことである。そのため、特定の主題から資料を探したい場合などは、レファレンスライブラリアンに相談をしながら探すことになる。レファレンスは、直接来館のほか、“Ask a Librarian”システム<sup>(11)</sup>、メール、電話等でも受け付けている。

情報発信事業として、LCでは“American Memory”と題し、米国の歴史に関わる資料の一部を主題別にホームページ上で公開しており<sup>(12)</sup>、MBRSからも録音・映像資料などのコンテンツを提供している。最近では、MBRS以外でも、音楽部（Music Division）が中心となって、“Performing Arts Encyclopedia”として、音楽や舞台芸術に関する資料の公開に積極的に取り組んでいる<sup>(13)</sup>。公開される資料には、楽譜や音源、映像、写真、手稿等の様々な形態の資料が含まれる。このような、資料の形態にとらわれない情報発信は、デジタル化によって可能となった所蔵資料の活用方法の一つであろう。

また、マディソン館3階とNAVCCには映画の上映ホールがあり、定期的に上映会が開催されている。NAVCCのホールには無声映画の伴奏ができるスベ

ースも設けられている。さらに、ジェファソン館1階には展示室とコンサートホールがあり、ホールでは定期的に演奏会が開催されている。その音源も録音・保存されており、MBRSのコレクションの一つとなっている。

#### 4. おわりに

NAVCCの開設により、録音・映像資料の保存と利用・活用方法は大きく様変わりした。デジタル化によって、利用の度に資料を動かさずに安全な場所で長期的に保存することが可能になるだけでなく、これまで劣化の恐れがあるために利用を制限してきたような資料も提供できるようになり、「保存」と「利用」という二つの役割を同時に果たすことが可能になった。筆者が訪問した時点では、閲覧システムはまだ試行段階であったものの<sup>(14)</sup>、オリジナル資料を一か所に集中管理し、デジタル化したものを利用者に提供するという基本的な閲覧体制は、良好に機能しているものと思われた。ただし、保存のためのデジタル化作業はまだ始まったばかりの状況であり、今後は、デジタル化作業の進展に加え、デジタルコンテンツをいかに活用していくか、その動向を注視していく必要がある。

(資料提供部電子資料課：川野 由貴)

- (1) "Experience the Collections". Library of Congress. <http://www.loc.gov/avconservation/collections/>, (accessed 2010-01-12).
- (2) Dalrymple, Helen. The scope of the collections. Library of Congress Information Bulletin. 2007, 66(7/8), p. 149. <http://www.loc.gov/loc/lcib/07078/scope.html>, (accessed 2010-01-12).
- (3) 録音・映像資料以外の音楽資料(楽譜等)は音楽部(Music Division)が、野外録音により収集された資料(民族音楽や方言等)はアメリカン・フォークライフ・センター(American Folklife Center)が所管する。紙幅の都合もあり、本稿ではMBRSの所管する録音・映像資料を取り上げる。各部門の概要はそれぞれ以下のURLを参照。  
"Performing Arts Reading Room". Library of Congress. <http://www.loc.gov/rr/perform/>, (accessed 2010-01-12).  
"The American Folklife Center". Library of Congress. <http://www.loc.gov/folklife/>, (accessed 2010-01-12).
- (4) NAVCC設立の背景には、パッカード財団からの多額の寄付がある。そのため、"Packard Campus"と冠される。
- (5) "The Packard Campus". Library of Congress. <http://www.loc.gov/avconservation/packard/>, (accessed 2010-01-12).
- (6) 数値は現地での取材による。
- (7) Media Matters. <http://www.media-matters.net/index.html>, (accessed 2010-01-12).
- (8) ジェファソン館、マディソン館、アダムス館の3館から成る。
- (9) Library of Congress Online Catalog. <http://catalog.loc.gov/>, (accessed 2010-01-12).
- (10) "SONIC (Sound Online Inventory and Catalog)". Library of Congress. <http://star1.loc.gov/cgi-bin/starfinder/0?path=sonic.txt&id=webber&pass=webb1&OK=OK>, (accessed 2009-01-12).
- (11) "Ask a librarian". Library of Congress. <http://www.loc.gov/rr/askalib/>, (accessed 2010-01-12).
- (12) "American Memory". Library of Congress. <http://memory.loc.gov/ammem/index.html>, (accessed 2010-01-12).

- (13) "Performing Arts Encyclopedia". Library of Congress. <http://www.loc.gov/performingarts/>, (accessed 2010-01-12).
- (14) 閲覧システムが本格稼働すれば、利用者各自にログインID・パスワードが付与され、個人専用画面で資料の検索、申込、閲覧および複写申込ができるようになるのとことであった。

#### Ref:

- Library of Congress Motion Pictures, Broadcasting, Recorded Sound Division. Motion Pictures, Broadcasting, Recorded Sound: An Illustrated Guide. Washington D.C., Library of Congress, 2002, 88p.
- "Audio-Visual Conservation". Library of Congress. <http://www.loc.gov/avconservation/>, (accessed 2010-01-12).
- "Recorded Sound Reference Center". Library of Congress. <http://www.loc.gov/rr/record/>, (accessed 2010-01-12).
- "Motion Picture and Television Reading Room". Library of Congress. <http://www.loc.gov/rr/mopic/>, (accessed 2010-01-12).
- Dalrymple, Helen et al. A remarkable gift. Library of Congress Information Bulletin. 2007, 66(7/8), p. 147-154. <http://www.loc.gov/loc/lcib/07078/packard.html>, (accessed 2010-01-12).
- Dalrymple, Helen. Film & sound treasures in the mountain lair. Library of Congress Information Bulletin. 2006, 65(7/8), p. 167-171. <http://www.loc.gov/loc/lcib/06078/navcc.html>, (accessed 2010-01-12).
- 2006年度文化庁委嘱調査 音楽情報・資料の保存及び活用に関する調査研究「報告書」(2). ニッセイ基礎研究所, 2007.
- 岡島尚志. 米国の公的フィルム・アーカイブ(2): 議会図書館・映画放送録音物部. NFCニューズレター. 2004, (57), p. 14-16.

CA1712

動向レビュー

## 電子書籍端末

## ——誰にでも与えられるものとして

## 本という優れたビークル

書物の内容（コンテンツ）を格納するうえで本は優れたビークルだという。ビークルとは英語でいう vehicle のことで乗り物という意味だ。紙を束ねて綴じた本がこの場合中味を伝播させる最適な乗り物だということである。かつては、こんな言い方をとりわけすることもなかったと思う。本は本であり、長い間その姿を本質的に変化させることはなかったのだから、それが何であるかと疑問を差し挟む余地もなかったのだといえるだろう。

電子的な出版という技術的な方法が提示され、ネットワークという流通の基盤を伴うことによって、徐々にではあるがコンテンツを電子的なデバイス（装置）で読むスタイルが浸透してきた。正確にいい直すなら、インターネットはコンピュータで情報を摂取する生活スタイルを定着させ、膨大な文字情報の閲覧を促進させた。そして、パーソナルコンピュータ（PC）に代表される電子機器で文字を読む、時間も分量も増大させていった。この傾向は1990年代から起こり、日常生活に浸透する一般性をもって今日に至っている。

ひとは電子の文字を読むようになった。当たり前になった電子的文字情報の閲覧に対して専用のビークルが生まれるのは自然な流れであった。今やそれなりの歴史をもつにいたっている。導入された専用デバイスもかなりの数に及んでいる。だが、これらのデバイスは、導入されては瞬く間に消え去ることの繰り返しであった。

## なぜ消えたのか

技術は常に発展の途上にある。最新技術は陳腐化を免れない。新製品はひっきりなしに出現し以前の製品はやがて市場からの退場を余儀なくさせられる。振り返ってみればあたりまえの理のように思える。だが、人は目先の新奇さに心を奪われる。新しいデバイスが考案され、美辞麗句の宣伝文句にのって市場に躍り出ていったのはつい昨日のことである。そして消え去っていった。私たちは日本においてこの事実を目撃してきた。なぜ消えたのか？

読むべきコンテンツは専用デバイスには供給されず、供給元と思われた出版社／作家は潤沢にコンテンツを流さなかった。コンテンツとは、従来からの作品という形だけとはもはや限らない。インターネ

ット上には無尽蔵ともいえるコンテンツが展開されるにいたっている。これを分類し、ある種の目次を司る検索エンジンが必要だったし、即ジャンプして当該コンテンツにたどり着くには、そこに確固とした通信機能が備わっている必要があった。日本を代表する電機メーカーのソニーとパナソニックが2004年の春に発売した電子書籍専用デバイスはともに十分な通信機能を備えるという観点を欠いていた。

日本におけるさまざまな電子書籍端末の導入と失敗について明らかにする作業は真剣に行われたとは思えない。事業者は儲からなければ即断即決、新たな進路を取るのがビジネスというものだとまことしやかに開き直る。電子出版に心血を注ぐならば、一度や二度の失敗から立ち直るために本質を見極める努力があったはずであろう。自ら退路を閉じて、痛苦に耐えるに値する何もなかったのだろうか。失敗の当事者は現実を振り返りたがらない。それらの機器は、失敗が何であったかさえ顧みられない「端末」として捨て去られていったことになる。

## 電子出版と出版社の位置

本が築いてきた世界は、出版社や編集者という品質管理のプロセスを経ながら、流通という確立した仕組みの上に市場を形成している。市場規模は書籍と雑誌をあわせておおよそ2兆円といわれる。この市場はもはや上昇の見通しの中になく、明らかな下降線をたどりつつある。なんとか現状維持を願うことが先にたち、市場を蚕食する要因にはひときわ厳しい視線が注がれる。出版社はこのジレンマの中にある。現状を維持することと、新規市場を形成することが多くの場合、相対峙して重なりあい、自分の「手足」を喰うという例えのごとく、弱った現状からの利の取崩しにつながっている。根元を一にして、生じる売上を奪い合うことほど対立を深めるものはなく、従来の秩序と電子のそれはなかなか調和することができない。

この状況は日本だけのものではない。米国においても大きな違いがあるわけではない。ただ、そこに情報流通という巨大組織が介在し、インターネットという通信網を利用した物理的な本の配送から電子的なものへの意識的なシフトが考えられてきた。既存の出版業とは離れた新しい産業の担い手達によって突き動かされることになったのだ。アマゾン、アップル、グーグルはそれを代表する。やがてくる時代を先取りして起こした企業であるアマゾンが、いつまでも物理的な「もの」の配送販売を中心とした事業展開を続けると考えるほうが不自然きわまりないだろう。

### Kindle は同じ顔をしている……

インターネット上の巨大書店に成長したアマゾン  
は、2007 年末、電子書籍の専用端末として Kindle を  
リリースした。リリース当初に 300,000 作品を準備し、  
わずか 1 年ばかりの間にニューヨークタイムズで書  
評として扱われる新刊のほとんどをカバーした。売  
上は着実に向上した。

読みやすいとか軽くてハンディだとかの特徴はあ  
まり決定的な理由とはいえなかった。それらは日本  
でも同じだったし、特に 2004 年 4 月にソニーが日本  
で発売した「リブリエ」とは表面上は同じ顔をして  
いたのだ。

違いは通信にあった。Kindle では直接 3G 携帯回  
線を経由して本を即購入できた。Kindle を買いさえ  
すれば通信に関わる手続きも費用も必要としなかつ  
た。通信料が購入する本の代金に上乗せされると誰  
もが思ったが、代金は 9.99 ドル以下という、いまま  
での書籍の価格設定からは総じて低廉なものだった。  
通信料の上乗せを揶揄する根拠にはなり得なかった。  
明らかに先例の失敗から教訓を得たことがうかがえ  
る。他ならぬ日本での失敗から本質を抉り出すチャ  
ンスをつかんだのだ。

Kindle の順調な滑り出しを見ていたかのように、  
同類の読書専用デバイスが現れてきた。2010 年 1 月  
にラスベガスで開催されたコンシューマー・エレクト  
ロニクス・ショーでは、20 を越える専用デバイスの  
ブースが軒を連ね、それぞれに読書デバイスの優  
劣を競い合った<sup>(1)(2)(3)</sup>。

### そして iPad の出現

2010 年 1 月が終わる頃、アップルから iPad のアナ  
ウンスが流れた。携帯電話機能をもつモバイル端末  
としての iPhone とノート PC との間に位置するタブ  
レット型端末だった。

アップルは、会場に投影された Kindle に入れ替わ  
るように、新製品 iPad の出現を紹介してみせた。そ  
こには洗練されたデザインと華やかなカラー画像、  
音楽、映像、スピーディーなアクセスという Kindle  
を凌駕する圧倒的な機能がちりばめられていた。  
WiFi と 3G という通信機能の装備に段階的な導入の  
差異はあるものの、早いものでは 2010 年 3 月に発売  
を開始する。そして Kindle = アマゾンという書籍流  
通の巨人に対抗するかのようにはアップル独自のネッ  
ト書店 “iBooks Store” の導入を表明した。

### 電子出版市場を鳥瞰する

米国における卸売りベースでの電子書籍の売り上  
げ (Electronic Book Sales) は、2008 年通年で 5,350

万ドル (約 48 億円) であったのが、2009 年は通年で  
1 億 6,580 万ドル (約 150 億円) にまで伸長しており、  
1 年間で 209% 増となっている (International Digital  
Publishing Forum 発表)<sup>(4)</sup>。小売りベースではほぼ  
この倍になるとすれば、米国での電子出版は 300 億  
円市場規模になると思われる。力強い成長のカーブ  
を見れば、将来を見越しての潜在性は計り知れない。  
しかしこの数字は、現状において見る限り日本の電  
子出版市場と比べて大きなものではない。

日本の電子出版事情を振り返ってみると、2003 年  
末に KDDI が携帯電話 au 向けに EZ フラットという  
新サービスを導入しており、これが携帯電話向けと  
しては日本で初めて一定月額料金で端末単体でのイ  
ンターネットサービスが使い放題になるというもの  
だった。いわゆるパケットフリーと呼ばれるこうし  
た定額サービスは瞬く間に日本の携帯電話に普及し、  
これを契機として携帯電話でのコンテンツサービス  
に人気が集まっていく。

2009 年現在、日本の電子出版の売上総額は 500 億  
円にとどく勢いをもっており、そのなかでも携帯電  
話の配信は 400 億円になっている<sup>(5)</sup>。少なくとも数  
字としてみた場合、日本の電子出版市場は世界第一  
位ということだ。現状では米国以上の売上をもって  
おり、はるかに先行して市場形成をしてきた実績が  
ある。携帯電話の存在が日本の電子出版市場の拡大  
にいかにか大きな影響を与えたかということである。  
わずかなサイズでしかない画面、表示・品質ともに  
劣る携帯電話で、若者はマンガや小説を読んでいる。  
見た目の品質などよりも、いつでも、どこでも、欲  
しい時に即応えてくれる通信という機能こそ、彼ら  
の読書にとって欠くことのできない大きな要素だ  
ったといえるだろう。

日本の電子出版がはたして市場をこのままリード  
していけるのかどうか。昨今の米国での動きを見る  
に心もとない限りである。いわゆる「ガラパゴス携帯」  
と言われるように、日本の携帯電話は独自の進化を  
とげた市場であった。国内の隆盛から目を転じて世  
界市場を眺めると、進化の先頭をきる日本携帯の仕  
組みもハードも極めて小さな影響力しかもちえてい  
ない。電子出版を携帯電話というカテゴリーに限定  
して考察するとしても、この日本式携帯コンテンツ  
が世界に普及するとは容易に考えられない状況なの  
だ。

世界の携帯電話の出荷台数は 12 億台 (2008 年実績)  
であり<sup>(6)</sup>、国内の出荷を約 1 億台とすると、その割  
合の少なさは明らかであろう。この中でスマートフ  
ォンといわれる iPhone や Android という、インター  
ネットアクセスを縦横に行なう携帯電話が、2009 年

に至り大幅に成長を遂げている。全体に携帯市場が伸び悩む中で、このスマートフォンの拡大は世界的な傾向となっている。成長率は12%～27%という高い率を記録しており<sup>(7)</sup>、今後とも世界市場での大幅な拡大が見込まれている。独自の隆盛を誇った日本の携帯市場には少なからず波及することは間違いない。

### 見えてくる「覇権主義」

華々しいニュースに彩られ、電子出版の喧伝が繰り返されている。さらに1000万冊に達するという全書籍電子化計画は進行している。右往左往する日本の出版書籍業界は、あたかもペリーの「黒船」に狼狽する徳川幕府のようである。独自の守られた秩序の中に長い安定と成長を育ててきた産業がその母体から崩れようとしているのだ。やってくる「黒船」である、アマゾン、アップル、グーグルは、はたして電子出版において何を目論んでいるというのだろうか。

ここにはインターネットを駆使した寡占という姿が見えてくる。流通という「電網打尽」になりかねない集中化、新しいピークルとしての圧倒的シェア、本を買う・読むという読者行動を完膚なきまでに押さえてしまう情報の掌握、これらの一つあるいは二つ、そしてまた全部を手にすることがどれだけ大きな利潤を集中させるかは想像に難くない。事業家であればここを垂涎の的としなければならず、もてる力のかぎりを投入して奪取しようと態勢を組んでいる。

すべてがこの方向に進んで行くことを「覇権」ととらえ、グーグル訴訟の法廷の公聴会などでも意見として主張されている。アマゾンが書籍流通を握り、その専用デバイス Kindle を梃子とする挙に出れば、アップルがそれを上回る機能を誇示して iPad を準備し、音楽業界における“iTunes Music Store”のように、本においても“iBooks Store”を押し出してくる。角逐がある意味で市場的な均衡を与えているけれど、勝負の結果を見とどけて、あるいは合戦の駆け引きから導かれる有利な条件を見比べて、どちらかに与しようという態度が迎える日本側にあるとすれば「黒船」の例えは笑い話ではなくなってしまうだろう。「覇権主義」の先に何がもたらされていくのかは明らかである。

米国の非営利組織 Electronic Frontier Foundation (以下、EFF) が公開したプライバシーポリシーの一覧がある<sup>(8)</sup>。ここには電子出版における読者の行動についてグーグルやアマゾンがどのように情報を記録し、書籍検索を記録するか、購入履歴を記録するか、

読者が何を読んでいるか監視するか、など実際の対応が明記されている。

人が本を読むということに含まれる情報の付加価値を、提供する側が把握し利用できる姿勢がそこには見てとれる。これらの情報をつかむことがむしろ目的であり、本を提供すること自体は二の次だとさえいえないこともない。すべての掌握が寡占市場によって達成されたとき、そこに現れる世界の巨大さ傲岸さを喜べるのは覇権の達成者でしかないだろう。

### 誰にでも与えられるものとして

一体どうしたら電子出版の理想的な世界がつくり出せるのだろうか？

そのためには、まずどんな本が電子的に出版されているのか、書店や地域や国という限定をこえて世界的に把握できるようにしなければならない。読者からのアクセスに検索エンジンが瞬時に世界をめぐり、要求された出版物の在処や内容が情報として伝えられなければならない。本を入手したいならば、直接出版社への購入アクセスを保証するか、出版社が委託するネット書店へとつながることであってもいいだろう。あるいは出版社のコントロールのもとに配信される何らかの方法、例えば通常の販売とは別に視覚障害者への音声読上げ対応の配信や、図書館での無償貸出しなどへのアクセスも同時に可能とすることも考えられる。

何よりも大事なことは、読者がもつ読書ピークルであるデバイスでの閲覧を保証することだ。読者が所有する幾多のデバイス環境での閲覧に供することのできるフォーマットとビューアの基準が確立していなければならない。少なくともこの方向を目指して世界の共通基準を確立する必要がある。EFFのプライバシーポリシーの一覧にある、電子書籍ストアから購入した本の互換性を見ると、自社に囲い込む姿勢を持ちながら、一方で開かれた先へ触手を伸ばす本のもつ本来の姿がうかがえてくる。互換性を求める姿がそこには映しだされている。電子的であるが故にそれが可能なのであり、また電子的であるが故にそれを遮って寡占に走ろうとすることも可能なのだ。

出版とは何であり、その電子化が目指すもの、望むものとは一体なんであったのか？もう一度深く考えてみる必要がある。これは出版自体が陥った問題を回避し救うための術として考えられるべきものだと思う。その意味では出版する主体である人がまずもって考え対処しなければならない問題である。誰かがそれを代行してくれると思うのならば、もはや

出版する主体としての資格を放棄しているようなものだろう。何故ならばデジタルの技術は誰にでも与えられるものとしてあり、インターネットは基盤としてその適正な利用を待ち望んでいる。生かすも殺すも自分次第なのだ。はるかに先行した米国の巨人達が基盤とするものもインターネットなのだ。力づくで世界を牛耳るのではなく、誰もが平等にいつでもどこでも電子的な出版を享受できる世界を構築していく必要がある。

(株式会社ボイジャー：萩野 <sup>はぎの</sup> <sup>まさあき</sup> 正昭)

- (1) “CES で電子書籍リーダーが次々と発表される”。スラッシュドット・ジャパン。2010-01-21。  
<http://slashdot.jp/mobile/10/01/12/0719239.shtml>, (参照 2010-02-22).
- (2) “相次ぐ参入で活気づく電子書籍端末市場”。ウォールストリートジャーナル日本版。2010-01-08。  
[http://jp.wsj.com/Business-Companies/Technology/node\\_20571](http://jp.wsj.com/Business-Companies/Technology/node_20571), (参照 2010-02-22).
- (3) 藤原隆弘, “2010 International CES 報告：電子ブック / コンテンツリーダー、スレート PC”。日本電子出版協会。2010-02-15。  
<http://www.jepa.or.jp/material/files/jepa0000409158.pdf>, (参照 2010-02-22).
- (4) “Wholesale eBook Sales Statistics”。International Digital Publishing Forum。  
[http://www.openebook.org/doc\\_library/industrystats.htm](http://www.openebook.org/doc_library/industrystats.htm), (accessed 2010-02-22).
- (5) インプレス R&D ほか. 電子書籍ビジネス調査報告書 2009. 2009. 330p.
- (6) “2009 年の世界携帯電話販売台数は微減にとどまる, グレイマーケット拡大が一因に”。ITpro. 2009-12-16。  
<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/Research/20091216/342264/>, (参照 2010-02-22).
- (7) 市川類, “米国におけるスマートフォンの産業構造を巡る最近の動向”。情報処理推進機構。  
<http://www.ipa.go.jp/about/NYreport/200912.pdf>, (参照 2010-02-22).
- (8) “電子書籍のプライバシーポリシー一覧”。マガジン航。  
[http://www.dotbook.jp/magazine-k/privacy\\_policies\\_of\\_ebooks/](http://www.dotbook.jp/magazine-k/privacy_policies_of_ebooks/), (参照 2010-02-15).

Ref:

特集, 活字から、ウェブへの……。考える人。2009, (30), p. 13-80.

The Association of American Publishers.

<http://www.publishers.org/>, (accessed 2010-02-15).

Internet Archive.

<http://www.archive.org/>, (accessed 2010-02-15).

マガジン航.

<http://www.dotbook.jp/magazine-k/>, (参照 2010-02-15).

Bayley, Ed. “An E-Book Buyer’s Guide to Privacy Electronic”. Electronic Frontier Foundation. 2009-12-21.

<http://www.eff.org/deeplinks/2009/12/e-book-privacy>, (accessed 2010-02-15).

インプレス R&D ほか. ケータイ利用動向調査 2010. 2009, 192p.

イースト. 世界の電子ブックリーダー調査報告書 2010: Amazon Kindle をはじめとする 34 機種仕様の仕様とファイルフォーマット. インプレス R&D, 2010, 126p.

## CA1713

## 動向レビュー

## 目録に関わる原則と概念モデル策定の動向

2009年は、図書館目録に関わるいくつかの国際的な標準（あるいは標準案）が公開された、目録法における特筆すべき年であった。以下にその主な成果を紹介する。

## 1. パリ原則から国際目録原則へ

2003年以来、国際目録規則に関する国際図書館連盟(IFLA) 専門家会議(以下、IME ICC)において検討が進められてきた「国際目録原則覚書」(Statement of International Cataloguing Principles; 以下、ICP) が合意され、2009年2月に刊行された<sup>(1)</sup>。この覚書は、50年近く前の1961年に策定され、目録法に関する国際標準策定の出発点となり、「英米目録規則」(AACR)の基本ともなった「パリ目録原則覚書」(Paris Principles; 以下、PP)<sup>(2)</sup>に取って代わる、国際的に合意された目録原則である。カード目録全盛の時代に作られた原則に代わって、21世紀初頭のインターネット環境にある現在に即応した新たな原則を世界の図書館界が獲得することとなった。このICPがどのようなことを規定しているかを、1961年のPPと比較しながら述べる<sup>(3)</sup>。

## 1-1. 策定の経緯

まず指摘すべき点は、目録原則に対する合意形成のプロセスの相違である。

PP策定に関わった者は、主として欧米の図書館関係者に限定され、国際会議としては1961年のパリにおけるただ一回の会議によって決定を見たのに対して、ICP策定においては、欧米の図書館関係者が主導した点に変わりはないが、それに関わった者が、日本も含めて世界各国の図書館関係者に及ぶとともに、検討に十分な時間がかけられた点が大きな相違である。ICP策定時には、各国の目録規則の実情と、それら目録規則とPPとの関連の調査も実施された。

IME ICCは、2003年のドイツのフランクフルトでの第1回会議を皮切りに、翌年の2004年には南米アルゼンチンのブエノスアイレスで、2005年にはエジプトのカイロで、2006年には韓国のソウルで、2007年には南アフリカのプレトリアで、それぞれ文化・言語・歴史の大きく異なる世界各地で開催された<sup>(4)</sup>。また、検討が開始された2003年のIME ICCにおいて、すでに覚書のドラフトが作成されていたが、それが毎年の会議で加筆修正が繰り返されていった<sup>(5)</sup>。例えば、2003年当初のドラフトに存在した heading

(標目) という語は、まず2004年のブエノスアイレス会議の決議により、同ドラフトの用語集において access point への参照語に格下げされ、2008年作成の覚書最終草案の段階では、本文においても用語集においても、heading という語は一切使用しないことになり、controlled access point (統制形アクセスポイント) などに置き換わることとなる。このように、カード目録時代の重要な用語を新しい時代のそれに置き換えるだけでも、5年の歳月を要している。

## 1-2. 目録原則の適用範囲

PPとICPの内容上の大きな相違は、原則適用の範囲である。

PPにおいては、①図書館、特に大規模な総合図書館の蔵書を列挙したアルファベット順の著者書名目録が対象であり、②目録に収録される資料は印刷された図書(および印刷図書と性質の類似する他の図書館資料)のみを想定し、③しかも目録データ全体ではなく、記入の排列順序を決定する要素としての標目と記入語(entry word)の選定および形式のみに適用される原則であった。記述データの標準化については、1969年から検討が開始され、1970年代以降に資料種別ごとに順次策定されていく国際標準書誌記述(ISBD)を待つことになる。

それに対して、ICPは、①オンライン図書館目録(およびそれ以降)を対象とし、②すべての資料種別(テキスト資料には限定されない)を想定し、③標目に限定せず、記述も含めた目録全体、さらには典拠データをも含めた原則、「あらゆる種類の書誌的資源の記述目録法と主題目録法に対して、一貫した道筋を提供すること」<sup>(6)</sup>を示すことになった。

## 1-3. 用語法と概念枠組み

「原則」(principles) というのは、具体的な記録方法を定める目録規則とは異なって、その規定は抽象的である。ICPはPPと比較して、そこで述べられている事柄の抽象度はより高い。その第一の理由は、印刷図書に限定されず、対象とする資料の種類が多様となったこと、目録媒体がカード目録からオンライン目録に移行したことなどに因っている。例えば、author(著者)という用語はテキスト以外のさまざまな資料を扱うために creator(作成者)になり、book(図書)は bibliographic resource(書誌的資源)となった。また、main entries(基本記入)や added entries(副出記入)や catalog card(目録カード)は bibliographic records(書誌レコード)や authority records(典拠レコード)となり、uniform heading(統一標目)は authorized access point(典

拠形アクセスポイント)や controlled access point (統制形アクセスポイント) となった。

抽象度を高めたもう一つの理由は、ICP の背後にある概念枠組みの存在に由来する。PP には明文化された概念枠組みはなく、PP が依拠したのは、カッター (Charles Ammi Cutter) の目録機能論、著者性の原則に基づく基本記入制、団体著者の概念、著作と図書対比 (文献単位と書誌単位の対比) といった目録理論であった。ICP はその序論において、PP 時代のこれらの目録理論を「世界の偉大な目録法の伝統」<sup>(7)</sup> としてその継承を謳っているが、それに加えて、ICP には明確な概念枠組みが存在している。それは、現在 FRBR という略称で人口に膾炙している文書が示す概念モデルである。

FRBR とは、1992 年に発足した IFLA 書誌レコードの機能要件研究グループが、5 年後の 1997 年 9 月、IFLA 目録部会常任委員会に提出して承認を受けた最終報告書を基に翌年刊行された「書誌レコードの機能要件」(Functional Requirements for Bibliographic Records)<sup>(8)</sup> である。実体関連分析の手法を用い、利用者の観点から、書誌レコードが果たす諸機能を、明確に定義された用語によって叙述し、目録の機能要件のモデル化を図ったものである (CA1480 参照)。

ICP はこの FRBR とともに、後述する FRAD (典拠データの機能要件) に示された概念枠組みを前提として作成されている。

#### 1.4 「一般原則」の提示

PP も ICP も、目録の目的と機能を規定するものであるが、ICP では、目録規則策定のための指導原理となる原則を「一般原則」(general principles) と名付けて規定した点が PP と大きく異なる点である。その最上位の原則を「利用者の利便性」に置き、「用語法の一般性」やデータ要素の「有意性」、目標達成に用いる方法の「経済性」、「一貫性および標準性」などの 9 つの原則を列挙し、「目録規則中の規定は、説明が可能でなければならない。また恣意的であってはならない」としている<sup>(9)</sup>。

## 2. FRBR の拡張

### 2-1. FRAD の刊行

FRBR においては、目録利用者の関心対象を「実体」(entity) として捉え、それを三つのグループに大別している。第一グループの実体は、書誌レコードにおいて命名あるいは記述される知的・芸術的活動の成果を異なる側面から見たもの、すなわち work (著作)、expression (表現形)、manifestation (体現形)、

item (個別資料) である。第二グループの実体は、知的・芸術的内容、物的生産と頒布あるいはこれらの成果の保管に責任をもつ person (個人) と corporate body (団体) であり、第三グループの実体は、知的・芸術的活動の主題としての役割を果たす付加的な実体の集合を指している (concept (概念)、object (物)、event (出来事)、place (場所) が挙げられている)。

しかし、FRBR において詳細なモデル化を行ったのは第一グループの実体のみであり、第二グループと第三グループの実体については、「このモデルは、典拠レコードに通常記録される付加的なデータに及ぶように拡張できるであろう。特に、件名典拠、シソーラス、分類表にとって中心に置かれる実体と、それらの間の関連について、もっと深い分析が必要である」<sup>(10)</sup> として将来課題とされていた。「典拠レコードに通常記録される付加的なデータ」とは、図書館目録や書誌ファイルにおける書誌的引用や書誌レコードに対する統制形アクセスポイントの基礎として使用される個人名、家族名、団体名あるいは著作名に関する情報の集合である。

このような課題を受けて、1999 年 4 月に典拠レコードのための機能要件と典拠番号に関するワーキンググループ (以下、FRANAR ワーキンググループ) が発足し、典拠レコードにおいて記録される「実体」に関する概念モデルの開発が始まり、その成果が「典拠データの機能要件」(Functional Requirements for Authority Data; 以下、FRAD) としてまとめられ、2009 年 3 月に IFLA 目録分科会および IFLA 分類・索引分科会の両常任委員会で採択され、同年 6 月に刊行された<sup>(11)</sup>。

FRAD は、以前は、「典拠レコードの機能要件」(Functional Requirements for Authority Records; 以下、FRAR) と呼ばれていた (E363 参照)。2005 年 7 月に発表された FRAR 草案に対して寄せられた意見には、FRAR の概念モデルの対象が典拠「データ」であるのか、それとも典拠「レコード」であるのか、相当の混同が見られた。モデルを作成し概念化する対象はあくまでも典拠データであるため、タイトルは「典拠データの機能要件」に変更された。すなわち、FRAD とは、統制形データに関わる機能要件を示したものである。以下にその概略を述べる<sup>(12)</sup>。

- ① FRBR と同様に、実体関連分析の手法により、実体の属性や関連を利用者タスクに関連づけている。
- ② 文書館コミュニティとの連携を考慮して、FRBR の 10 個の実体に、第二グループの実体として「家族」が加わり、書誌的実体としては 11 個となったが、その中に含まれる主題に関わる第三グループの実

体の属性・関連は未定義のままである。

- ③上記の書誌的実体に関連する実体として、name (実体が知られている「名称」)、identifier (実体に付与される「識別子」)、controlled access points (典拠ファイルに登録される名称や識別子に基づいた「統制形アクセスポイント」)、rules と agency (アクセスポイントの内容と形式を決定する手段となる「目録規則」と「データ付与機関」) が、FRAD における新たな実体として定義されている。
- ④典拠データの利用者は、典拠データ作成者と、図書館職員および一般利用者に大別されている。
- ⑤利用者タスクとしては、find (発見) と identify (識別) は FRBR と同じであるが、FRBR の select (選択) と obtain (入手) に代わって、contextualize (個人、団体、著作などの実体を文脈に当てはめ、実体間の関連を明らかにする) と justify (典拠レコード作成者が統制形アクセスポイントのために一定の名称や形式を選んだ理由を文書化する) が定義されている。
- ⑥典拠データの機能は次の5点としている。
  - 1) 決定の文書化、2) レファレンス・ツールとしての役割、3) アクセスポイントの形式の制御、4) 書誌ファイルへのアクセスの支援、5) 書誌ファイルと典拠ファイルのリンク

## 2-2. FRSAD ドラフト第2版の公開

1999年のFRANARワーキンググループに続いて、2005年には主題典拠レコードのための機能要件に関するワーキンググループ(以下、FRSARワーキンググループ)が発足し検討が行われてきたが、2009年6月、「主題典拠データの機能要件」(Functional Requirements for Subject Authority Data; 以下、FRSAD)ドラフト第2版<sup>(13)</sup>が公開され、レビューが行われた。FRSARワーキンググループに委託された検討事項は次の三点であった。

- ①FRADにおいても未定義であった主題に関わる実体の概念モデルを構築すること。
- ②主題典拠レコードに記録されるデータをそのレコードの利用者のニーズに関連付けるための、明確に定義され構造化された考え方の枠組みを示すこと。
- ③図書館部門およびそれを越えた部門での主題典拠データの国際的な共有と利用の可能性を評価することに資すること。

次にFRSADの概要を述べる。

- ①subjectとはなにか、aboutness(「著作と主題の関連」と定義している)とはなにかについて、言語哲学、論理学、図書館情報学でさまざまな見解があるが、いずれの哲学的な立場にも立たず、利用者の観点から問題を検討する。
- ②概念枠組みの基本となる語は、1) work(著作)、2) thema(著作の主題として使用される実体)、3) nomen(それによって、themaが知られ、参照され、記述される記号あるいは記号列)の3つである。FRSADの概念モデルは次のとおりである。
  - ・workは主題(subject)としてthemaを持ち、themaはworkの主題である。
  - ・themaはnomenという名称を持ち、nomenはthemaの名称である。
 ここで定義されているthemaはきわめて抽象的かつ一般的な概念であり、その属性は、分類表であれ件名標目表であれ、個々のシステムに依存して決定される。概念(thema)と記号(nomen)と情報源(work)から成るこの抽象的なモデルは、「思想あるいは指示」(thought or reference)、「象徴」(symbol)および「指示物」(referent)から成るオグデン&リチャーズの古典的な「意味の三角形」<sup>(14)</sup>を模したものである。
- ③主題典拠データの潜在的な利用者を、1)メタデータを作成する情報専門家、2)仲介者として情報を探索するレファレンス担当者、利用者サービス担当者およびその他の情報専門家、3)カタログャーやシソーラスおよびオントロジー作成者のような統制語彙作成者、4)自らの情報要求を満たすために情報検索システムを利用するエンド・ユーザーの4種類に分けている。
- ④著作と主題の関連(aboutness)をどのようにカテゴリー化するかについて、FRBRの第3グループの実体やランガナタン(Shiyali Ramamrita Ranganathan)のファセット分析で用いる基本カテゴリーPMEST、実体のプラグマチックなりストの作成など6つのシナリオを比較分析し、予備的利用者研究を実施した結果、「主題のカテゴリー化についての勧告は行わない」という、最も抽象的とはなるが、実践に制約条件を課すことのないシナリオを採用することとなった。

## 2-3. FRBR オブジェクト指向版 (FRBRoo) 1.0 版の策定

国際博物館会議(ICOM)の国際ドキュメンテーション委員会(CIDOC)とIFLAが協同で開発している、「書誌レコードの機能要件(FRBR)」のオブジェクト指向(object-oriented)版であるFRBRooの1.0版が

2009年6月に策定され、CIDOCのウェブサイトで公開されている<sup>(15)</sup>。FRBR<sub>00</sub>は、博物館情報の概念参照モデルCIDOC CRM (CA1434参照)と図書館コミュニティの概念モデルFRBRとの調和を目指したものである。その目的として、①文化遺産情報の共通認識、②FRBRの内的整合性の検証、③情報の相互運用性と統合の実現、④FRBRとCIDOC CRMの相互強化、⑤FRBRとCIDOC CRMの対象範囲の拡大、の5点が挙げられている。

### 3. 目録規則等の改訂

国際目録原則やFRBRなどの概念モデルは、同一の概念や同一の用語を使用し理解を共通にする枠組みに過ぎない。このような枠組みを用いて、21世紀の現在にふさわしい図書館目録構築のための規則を生み出す努力が開始されている。その先陣を切るのが、英米目録規則第2版(AACR2)の後継目録規則であるRDA(Resource Description and Access)の刊行である。全体草案かつ最終草案が2008年11月に公開され(CA1686参照)、2009年11月末に刊行が予定されていたが、2010年6月に延期されることとなった。

また、ISBDもFRBRの概念モデルの取り込み作業を行いつつある。ISBDは、資料種別ごとに策定され、第1エリア「タイトルと責任表示」から始まる8つのエリアで構成される記述規則であるが、それらを一本化したISBD統合版を2010年に刊行するに先立って、2009年12月に、新たにエリア0を新設する文書“Area 0: Content form and media type area”(コンテンツ形式とメディア種別エリア)が公表された<sup>(16)</sup>。これは既存のArea 3: Material or type of resource specific area(資料または資源タイプの特性エリア)に関連するが、FRBRの概念モデルに従ってISBDのエリアの再構築を図るものである。コンテンツ形式は表現形に関わるもので、どのような形式で表現されているか(画像、テキスト、プログラム、音声等々)を記述するのに対して、メディア種別とは体現形に関わるもので、録音資料か電子資料かマイクロ資料か等々を記述することになる。

わが国においても、日本図書館協会第32期目録委員会第6回委員会記録<sup>(17)</sup>で示唆されているように、このような動向を参考にして、日本目録規則の改訂作業が開始されたようである。

(同志社大学：<sup>わなか</sup>和中 <sup>みきお</sup>幹雄)

(1) 次の文献には、日本語訳も含めて20か国語による覚書が収録されている。  
Tillett, Barbara B. et al., eds. IFLA Cataloguing Principles: the Statement of International Cataloguing Principles

(ICP) and its Glossary in 20 Languages. München, K.G. Saur, 2009, 304p., (IFLA Series on Bibliographic Control, 37).

原文も含めて23か国語による覚書が、IFLAのウェブサイトから入手可能である。

“Statement of International Cataloguing Principles”. IFLA.

<http://www.ifla.org/en/publications/statement-of-international-cataloguing-principles>, (accessed 2010-01-04).

日本語訳については、覚書と用語集が国立国会図書館のウェブサイトから入手可能である。本稿の用語はこの日本語訳に従っている。

“国際目録原則覚書”. 国立国会図書館.

<http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/kokusai.html#02>, (参照 2010-01-04).

(2) Verona, Eva, ed. Statement of Principles: adopted at the International Conference on Cataloguing Principles, Paris, October 1961. Annotated ed., with commentary and examples, London, International Federation of Library Associations (Committee on Cataloguing), 1971, xviii, 119 p.

国際図書館協会連盟 パリ目録原則 コメントール 決定版. 坂本博ほか訳. 図書館技術研究会, 1977, 142p.

(3) ここでの比較は、主として次の論述を参考にしている。

Creider, Laurence S. A comparison of the Paris Principles and the International Cataloguing Principles. *Cataloging & Classification Quarterly*. 2009, 47(6), p. 583-599.

(4) IME ICCの5回の会議で、81か国からの参加を得ている。

(5) 2003年、2005年9月、2006年4月、2008年4月10日の各段階での覚書草案の日本語訳が、国立国会図書館のウェブサイトから入手可能である。

“書誌データの基本方針と書誌調整”. 国立国会図書館.

<http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/kokusai.html>, (参照 2010-01-04).

(6) 国際目録原則覚書. 国立国会図書館収集書誌部訳. 2009, p. 2.

[http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/ICP-2009\\_ja.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/ICP-2009_ja.pdf), (参照 2010-02-03).

(7) 国際目録原則覚書. 国立国会図書館収集書誌部訳. 2009, p. 1.

[http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/ICP-2009\\_ja.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/ICP-2009_ja.pdf), (参照 2010-01-29).

「世界の偉大な目録法の伝統」として、カッター、ランガンター、ルベツキーの次の三つの文献を引用している。  
Cutter, Charles A. *Rules for a Dictionary Catalog*. 4th ed., rewritten, Washington, D.C., Government Printing office, 1904.

Ranganathan, S.R. *Heading and Canons*. Madras [India], S. Viswanathan, 1955.

Lubetzky, Seymour. *Principles of Cataloging Final Report Phase I: Descriptive Cataloging*. Los Angeles, Calif., University of California, Institute of Library Research, 1969.

(8) IFLA Study Group on the Functional Requirements for Bibliographic Records. *Functional Requirements for Bibliographic Records: Final Report*. München, K.G. Saur, 1998, viii, 136p., (UBCIM Publications New Series, 19). 1998年刊テキストとともに、2007年刊の修正版がIFLAのウェブサイトから入手可能である。

“Functional Requirements for Bibliographic Records”. IFLA.

<http://www.ifla.org/en/publications/functional-requirements-for-bibliographic-records>, (accessed 2010-01-29).

日本語訳も含めて、18か国語訳がIFLAのウェブサイト等から入手可能である。

“Translations of FRBR”. IFLA.

<http://www.ifla.org/publications/translations-of-frbr>, (accessed 2010-01-29).

日本語訳については、日本図書館協会のウェブサイトからも入手可能である。

“目録関係情報”. 日本図書館協会.

<http://www.jla.or.jp/mokuroku/link.html>, (参照 2010-01-29).

(9) この一般原則は、次の個人著作の記述に基づいて作成されている。

Svenonius, Elaine. *The Intellectual Foundation of Information Organization*. Cambridge, Mass., MIT Press, 2000, p. 65-85, (Digital Libraries and Electronic Publishing).

(10) IFLA Study Group on the Functional Requirements for

- Bibliographic Records. 書誌レコードの機能要件：IFLA 書誌レコード機能要件研究グループ最終報告. 和中幹雄ほか訳. 日本図書館協会, 2004, p. 13.  
[http://www.jla.or.jp/mokuroku/frbr\\_japanese.pdf](http://www.jla.or.jp/mokuroku/frbr_japanese.pdf), (参照 2010-01-29).
- (11) IFLA Working Group on Functional Requirements and Numbering of Authority Records (FRANAR). Functional Requirements for Authority Data: a Conceptual Model. München, K.G. Saur, 2009, 101p., (IFLA Series on Bibliographic Control, 34).
- (12) IFLA ミラノ大会 (2009年8月) における FRANAR の班長による報告に基づく。  
 Patton, Glenn E. "From FRBR to FRAD: Extending the Model". IFLA.  
<http://www.ifla.org/files/hq/papers/ifla75/215-patton-en.pdf>, (accessed 2010-02-18).
- (13) IFLA Working Group on Functional Requirements for Subject Authority Records. "Functional Requirements for Subject Authority Data (FRSAD): a Conceptual Model : 2nd Draft". 2009-06-10.  
<http://nkos.slis.kent.edu/FRSAR/report090623.pdf>, (accessed 2010-01-04).  
 Subject Authority には、件名典拠ファイル、シソーラスの他に分類表等も含まれるので、訳語は「主題典拠」とした。
- (14) オグデン, C. ほか. 意味の意味. 石橋幸太郎訳. 新版, 新泉社, 2001, p. 56.
- (15) International Working Group on FRBR and CIDOC CRM Harmonisation. "FRBR: Object-oriented Definition and Mapping to FRBR ER (version 1.0)". CIDOC CRM.  
[http://cidoc.ics.forth.gr/docs/frbr\\_oo/frbr\\_docs/FRBRoo\\_V1.0\\_2009\\_june\\_.pdf](http://cidoc.ics.forth.gr/docs/frbr_oo/frbr_docs/FRBRoo_V1.0_2009_june_.pdf), (accessed 2010-02-03).
- (16) "ISBD Area 0 published". IFLA.  
<http://www.ifla.org/en/news/isbd-area-0-published>, (accessed 2010-01-04).
- (17) "第 32 期目録委員会記録 No.6". 日本図書館協会.  
<http://www.jla.or.jp/mokuroku/gijiroku/32-6.pdf>, (参照 2010-01-04).

## CA1714

## 研究文献レビュー

## 日本の公立図書館経営における組織形態

## 1. 図書館経営の組織形態を考える前提・枠組み

本稿の目的は、公立図書館経営の組織形態に関する研究文献をレビューすることである。先行する研究文献レビュー（CA1589 参照、2006年）以降の公立図書館経営の組織形態に関する議論は、指定管理者制度の議論であるといっても過言ではない。このような状況から、本稿では、指定管理者制度を中心とした公立図書館経営の組織形態についての議論を整理し、理解を深めることを目的とする。

まず、図書館経営の組織形態を図書館経営の観点から理解するために基礎となる前提・枠組みを記述する。図書館経営において組織形態を検討する際の観点は、1) 図書館の理念・使命を誰が執行するのか、2) 利用者は誰なのか、3) 何を執行するのか、4) 組織あるいは個人としてどのような組織形態で業務を執行するのか、5) サービス品質や成果（利用者の満足度や便益）は継続的に上がっているのか、6) 現場の図書館員は幸せか、があると考えられる。つまり、図書館経営者はこれらのことを総合的に考慮して組織形態を決める必要があり、この問いに答え続けることが図書館経営者の組織形態に関する意志決定となる。ただし、本稿では、研究文献がほとんど存在しない「利用者は誰なのか」（具体的には、市場細部化と組織形態の関係性）については扱わない。

## 2. 「誰が執行するのか」と指定管理者制度

公立図書館の理念・使命を誰が執行するのか、という議論は、管理権限を有し公立図書館の理念や使命を執行する担い手に、自治体、非営利団体、営利企業のうちどの組織に属する者になるべきか、というものである。このことについて、図書館界で注目を浴びてきた法律・制度が、2003年6月13日に改正された地方自治法（同年9月2日に施行）により導入された指定管理者制度である。この制度は、改正された地方自治法第244条に規定されており、図書館に限らず、これまで国や自治体が管理していた施設（公の施設）について、団体であれば営利企業も含め誰でも管理権限を有し、経営管理業務を実施できるようになった。この指定管理者制度によって、それまで管理委託制度（1963年の地方自治法改正によって導入）として、国、自治体やそれらが出資する団体に管理権限（経営管理業務）が限定されていた制約がなくなり、公的事業の経営管理業務に営利企業も参入できるようになった。つまり、「図書館の

理念・使命を誰が管理権限を有して執行するか」について、団体であれば、館長業務を含めて誰でも執行できるようになったのである。最終的な意志決定者であり管理権限を保有する館長も営利企業に所属している者を採用することが可能になったことは、図書館界に大きな影響を与えた。最近の公立図書館経営の組織形態に関する議論が、指定管理者制度に集中している理由は、こうした「管理権限（経営管理業務）の民間開放」にある。

## 2.1 民間開放の流れ：業務委託、管理委託制度、PFI法、指定管理者制度、市場化テスト法

指定管理者制度が導入されるまでの歴史的背景については、山口<sup>(1)</sup>、中嶋<sup>(2)</sup>、小川<sup>(3)</sup>、高山<sup>(4)</sup>、塩見<sup>(5)</sup>が記述している。これらの文献から、図書館業務の外部化（民間開放）の流れは1947年の業務委託から始まり、その後拡大し続け、管理委託制度、PFI（Private Finance Initiative）の導入を経て、指定管理者制度に至っていることがわかる。「業務委託」や「管理委託制度」の中では、経営管理以外の個々の業務について、正規職員（主に公務員）と非正規職員（主に民間企業）のどちらが執行するかという観点から議論されてきたものが多かった。これが「指定管理者制度」の導入によって、個々の業務に加え、議論の対象が本格的に経営管理業務にまで拡大したのである。

この指定管理者制度を導入する前段階として、1999年7月30日に公布された「民間資金等の活用による公共設備等の整備等の促進に関する法律」（同年9月24日に施行。以下、通称の「PFI法」とする）があった。これは、主として図書館などの公共施設を新たに建設する際に民間資金や民間サービスの活用を可能にすることを目的とした法律である。PFI法については、藤江<sup>(6)</sup>、伊藤<sup>(7)</sup>、青柳<sup>(8)</sup>が詳しく論じている。PFIの事例については、氏家<sup>(9)</sup>、日高<sup>(10)</sup>、小川<sup>(11)</sup>が詳しく論じている。PFI法では、その正式な法律名からもわかるように、民間企業によって投じられる資金の主目的は「施設（建物）」であり、建設が伴うことから図書館界での採用件数は7件<sup>(7)</sup>と少なく、普及していない。また、PFIを導入した多くの公共施設は、時間の経過と共に建設から運用の段階に入ってしまった。こうした状況から、建設を伴わずとも、民間の「人的資源」（例えば、図書館では経営管理の技能を持つ館長）を活用することを可能にし、民間の市場参入を促進するために、指定管理者制度が導入されたといえる。

また、この民間開放の流れをさらに強化する法律として、「競争の導入による公共サービスの改革に関

する法律」(2006年6月2日に公布、同年7月7日に施行。以下、通称の「市場化テスト法」とする)がある。これは、官と民が対等な立場で機会を与えられる競争入札制度を国や地方自治体に導入することを目指した法律である<sup>(12)</sup>。2003年6月の地方自治法の改正で導入された指定管理者制度では、制度の具体的な運用については地方自治体の条例に委任しているが、市場化テスト法では競争入札制度を法定していることに大きな違いがある。市場化テスト法は、市場の競争原理の導入を法定化することで、民間企業の参入機会を増やし、競争強化によるサービス品質の向上を目指した法律であるといえる。なお、地方自治体に関しては、市場化テスト法の対象は、証明書の交付などの「特定(窓口)6業務」(同法第34条)であり、公立図書館は市場化テスト法の直接的な影響を受けていない。しかし、今後、対象業務が拡大される可能性も内閣府によって示されており<sup>(13)</sup>、注視する必要性が南<sup>(14)</sup>によっても指摘されている。

前述のように、現時点で公共図書館は市場化テスト法の直接的な影響を受けていない。しかし、法律の特例を講じる必要のない業務については、地方自治法と地方自治法施行令に基づき、条例または規則に手続を規定することにより、法と同様の手続で官民競争入札を実施することができる<sup>(15)</sup>。地方自治体の裁量で市場化テストを検討・導入した事例として大阪府立図書館があり、脇谷<sup>(16)(17)(18)</sup>が詳しく論じている。

## 2.2 指定管理者制度の導入根拠

指定管理者制度が導入された根拠として挙げられているのは、主に、1) 厳しい財政状況とそれに伴う行政の「新公共経営」(New Public Management)の流れ、2) 図書館のサービス品質の向上である。厳しい財政状況と行政における新公共経営の流れについて、荻原<sup>(19)</sup>が詳細に論じている。他に、安藤<sup>(20)</sup>、糸賀<sup>(21)</sup>、青柳<sup>(8)</sup>らが同様に指摘している。

一つめの「新公共経営」は、a) マネジャリズムあるいはニューマネジャリズム(いわゆる経営優先主義)とb) 新制度派経済学の両方の影響を受けて成立したもの<sup>(22)(23)</sup>であるが、図書館界の多くの文献が経営優先主義についてのみに触れ、新制度派経済学に言及していない。「経営優先主義」は、組織が行なう業務の中でも特に経営を重視するものであり、「新制度派経済学」は、組織の経済学ともいわれ、組織内部の経済効率を重視するものである。ここで重要なのは、「新公共経営」を導入すると、経営優先主義のみならず新制度派経済学の影響により、組織内部の効率性に視点が移ることである。つまり、新制度派

経済学の影響によって、本来、経営者が最も重視すべき市場(利用者)の視点が欠落しやすくなる。このことは、もっと指摘されてもよいだろう。

二つめとして、「サービス品質の向上」がある。サービス品質の向上で主に指摘があるのは、「図書館員の専門性の確保」や「長期契約による専門的図書館員の養成」についてである。高山<sup>(4)(24)(25)</sup>は、指定管理者制度の導入に好意的な立場から公務員のキャリア形成における専門性の高い司書養成の限界を指摘し、その解決策として指定管理者制度導入の必要性を述べている。

## 2.3 指定管理者制度の導入状況

指定管理者の導入が可能になっても、「誰が図書館事業を執行するのか」についての判断は各自自治体に委ねられているために、すべての図書館が営利企業や非営利団体に管理されるようになったわけではない。日本の公立図書館における指定管理者制度の導入・検討状況について日本図書館協会(JLA)が、2006年から毎年調査を実施しており<sup>(26)(27)(28)</sup>、その結果を分析したもの<sup>(29)(30)(31)(32)</sup>がある。2008年度までを対象とした2009年の調査で、都道府県立図書館では2館、市町村立図書館では169館(全体の5.6%)が導入しており、割合としては低い。しかし、指定管理者制度の採用件数は、わずかではあるが、増加傾向にあることも明らかになっている。

このJLAの調査結果と関連して、山口<sup>(33)</sup>は図書館における指定管理者制度の導入率や管理委託時代との違いについて考察している。また、安藤<sup>(34)</sup>は独自に調査を行なっている。

これらの網羅的な調査以外に、指定管理者制度の検討過程や導入事例の報告も多数なされている。県立図書館に関する報告には、松田<sup>(35)</sup>や高橋<sup>(36)</sup>によるものがある。市町村立図書館に関する事例として、津田<sup>(37)</sup>、佐久間<sup>(38)</sup>、東野<sup>(39)</sup>、竹田<sup>(40)</sup>、川越<sup>(41)</sup>によるものなどいくつかの報告がある<sup>(42)(43)(44)(45)(46)(47)</sup>。また、神奈川県内の図書館については、『みんなの図書館』誌(2008年4月号)に特集記事が掲載されている<sup>(48)(49)(50)(51)</sup>。複数の事例に関する報告や事例に基づいた議論をしているものには、西村によるもの<sup>(52)</sup>や図書館問題研究会の全国大会の報告<sup>(53)(54)</sup>などがある。これらは図書館職員など内部からの事例報告であり、その多くは指定管理者制度に批判的な見解である。一方、行政担当者や指定管理者となった営利企業・非営利団体からは、図書館総合研究所<sup>(55)</sup>、図書館流通センター<sup>(56)(57)</sup>によるものを始めとして、肯定的な見解からの事例報告が多い<sup>(58)(59)(60)(61)(62)(63)(64)</sup>。また、一部の受託者からは事例報告と共に受託上の

課題も指摘されている<sup>(65)(66)(67)</sup>。その他に、研究者による論稿としては、野依<sup>(68)</sup>や田井<sup>(69)(70)</sup>によるものなどがある。

### 3. 何を執行するのか

図書館の業務は、高山<sup>(4)</sup>と山本<sup>(71)</sup>の説明を統合すれば、1) 受入収集、2) 整理保管、3) 利用提供、4) 経営管理、5) システムの活用と運用管理、の5種類がある。これらの業務のうち、経営管理以外の業務については、1947年に業務委託が始まって以降、継続的に議論的となってきた。そして、2003年の指定管理者制度の導入と共に「経営管理業務の民間開放」が最大の議論となった。

このように、業務委託や管理委託制度と指定管理者制度を通して図書館界で行なわれてきた「どこまでの範囲の業務を地方自治体が執行し、どこまでを委託先となる組織が執行するのか」という議論は、組織形態を考える際に重要な観点である。先に挙げた5つの業務の中でも、さらに地方自治体が執行すべきものと、委託先が執行しても問題が生じない(とされる)ものが存在する。こうした、何を執行するのかの議論は、図書館員の専門性と関係する。これまで、図書館界では、図書館の理念・使命を果たすために図書館員としての専門性が必要となる業務(根幹的業務)は自治体に所属する職員(司書資格あり)が担当し、それ以外の業務(非根幹的業務)は委託先が担当することが望ましいとされ、図書館の根幹的業務は、経営管理、選書、読書相談(読書案内とレファレンスサービス)とされることが多かった<sup>(3)(72)</sup>。このような業務委託と図書館の専門性については渡邊<sup>(73)</sup>らが詳しく論じているが、そこで紹介されている議論は複雑であり解決をみていない。また、指定管理者制度によって民間に開放された経営管理業務と図書館員の専門性について触れられた研究は確認されず、今後、議論が期待される。

また、何を執行するのかについて、JLAの調査結果を基礎に山口<sup>(33)</sup>が考察を加えている。この山口の議論から、図書館の組織や業務の複雑性が伺える。ここから、例えばスポーツ施設など、組織形態が比較的単純な施設が対象とされることが多い指定管理者制度が、組織や業務が複雑な図書館に適用されたことによる問題も立ち上がる。「誰が何をどこまで担うか」という議論が複雑になっているのは、図書館の組織や業務の多様性に起因していることが推察できる。

### 4. どのような組織形態で業務を執行するのか

ここまでの指定管理者制度の議論で明らかになっ

ているように、誰が何を執行するかは、図書館の現場で誰がどの業務を行なうのかについての議論であって、具体的な組織形態に関するものではない。また、図書館業務の民間開放を促した各制度には組織形態を記述した内容は含まれておらず、図書館の経営層は、制度以外も根拠として組織形態に関する意志決定を行なわなければならない。管理委託制度、PFI法、指定管理者制度、市場化テスト法は、法的な制度(政策・法律レベル)であるが、政策や法律以外にも、図書館の組織形態に影響を与えるものがある。それが、経営(経営レベル)である。

たとえば、政策・法律は、各図書館に対して基本的には平等な機会をもたらす。しかし、同じ政策を採用しても、図書館によって成果が異なることから、各図書館の組織に対して政策以外の何らかの要因が働いていることがわかる。それが、組織形態に影響を与える図書館の「経営」であり、図書館経営が政策・法律と共に重要な役割を果たす理由である。

経営における組織形態とは、例えば、静的組織(ライン・アンド・スタッフ、マトリックスなど)、動的組織(チーム制、プロジェクト制など)やミンツバーグ(Henry Mintzberg)が提唱する5~7種類の組織形態<sup>(74)(75)</sup>など、図書館の理念・使命を果たすためにどのような組織形態を採用するのが適切かを検討するものがある。また、組織形態に影響を与える「経営組織論」として、図書館長としての在り方を理論的かつ体系的に示す「リーダーシップ論」や職員による自主的な学習活動を推奨するアージリス(Chris Argyris)<sup>(76)</sup>やセンゲ(Peter M. Senge)<sup>(77)</sup>の「組織学習論」などがある。

図書館界で、経営レベルにおける経営組織論を検討した文献で指定管理者制度と関連しているものに豊田<sup>(78)(79)(80)</sup>によるものがある。豊田は、経営組織論の中でもセンゲの「学習する組織」を図書館に適用することや非正規職員化を前提とした経営改革を通して、図書館の使命を果たすことを目指している。また、指定管理者制度と直接関連しないものであれば、上岡<sup>(81)</sup>や小泉<sup>(82)</sup>が論じている。

他に、山本<sup>(83)</sup>、楠本<sup>(84)</sup>、安藤<sup>(20)</sup>らは、具体的な経営組織論に触れたものではないが、指定管理者制度における組織形態の課題を事例と共に指摘している。彼らは、指定管理者制度を導入することによって、組織が分断されることや指示系統が二重化されることを主な課題として挙げている。これらは、経営組織論の領域の議論であるといっていよう。

### 5. サービス品質や成果は継続的に上がっているのか

指定管理者制度を適用したことにより、サービス

品質や図書館経営の成果が継続的に上がるかどうかの議論は、1) 指定管理者との契約期間、2) 指定管理者の経営管理能力と職員の専門性、3) 指定管理者制度の成果の測定という3つの観点から議論されることが多い。

「指定管理者との契約期間」に関する課題として、本来、図書館における専門職の確保を目的とした指定管理者制度に対し、指定管理者との一般的な契約期間である3年から5年程度の短い期間では、契約更新と共に積み上げた専門性が消失してしまう可能性が指摘されている。小川<sup>(85)</sup>は、渡海文部科学大臣(当時)の、契約期間が短期である指定管理者制度は図書館になじまないとする発言や、衆参両院の委員会での附帯決議に言及することで、この課題を指摘している。小川と同様に、南<sup>(14)</sup>、山口<sup>(33)</sup>、中嶋<sup>(86)</sup>、松岡<sup>(31)</sup>、大橋<sup>(32)</sup>らによっても契約期間と図書館員の専門性の消失の問題が指摘されている。これに併せて、契約期間満了に伴う契約更改(いわゆる二巡目)の事例を谷垣<sup>(87)</sup>や片野<sup>(88)</sup>が報告している。

「指定管理者の経営管理能力と職員の専門性」については、官民間問わず、受託者の経営者の能力不足や図書館職員の有期・低賃金の不安定雇用から来るサービス品質の低下が指摘されている。この課題を指摘している文献として、安藤<sup>(20)</sup>、沢辺<sup>(89)</sup>、山口<sup>(33)</sup>によるものなどがある。

指定管理者制度に関連して、「図書館経営の成果やサービス品質を何で評価するか」についての議論もなされている。根本<sup>(90)</sup>は、教育施設に指定管理者制度を適用することを助長している原因が図書館員自身にあることを示し、レファレンスなどの、重要であるにもかかわらず、量的に測ることが容易でない観点からも図書館のサービス品質を評価するべきであると主張している。高橋<sup>(91)</sup>や小田<sup>(92)</sup>は、岩手県立図書館と千代田区立図書館の事例から、継続的に図書館の経営を評価する必要性について述べている。

なお、これらに関連した議論で欠落している観点として、委託者の経営管理能力がある。一般論からすれば、受託者よりも経営管理能力が高くなければ、委託者は受託者を管理・評価することはできない。委託者の経営管理能力についての議論は重要であるだけに、今後期待したい。

## 6. 現場の図書館員は幸せか

図書館の組織形態を考える際に、現場の図書館員も重要な要素である。特に現場の図書館員については、「誰が何を執行するか」と同時に、「現場の図書館員は幸せか」という経営の視点が重要になる。現在、現場の図書館員をめぐる課題として挙げられている

のが、非正規職員化である。非正規職員化は主に業務委託に伴うもので、PFI、指定管理者制度、市場化テストといった図書館業務の民間開放の流れがそれを助長している。

図書館員の非正規職員化から生じる経営上の問題は、低賃金による厳しい労働環境から離職率が高まることである。離職率が高いということは、現場の図書館員が幸せに働ける労働環境にないということの意味している。このことを指摘している、座談会の記録<sup>(93)</sup>がある。その中で、「図書館で働ければ私は給料はいくらでもいい、という乙女心があるんじゃないか」、「委託の現場では職員が次から次に辞めて、回転率がすごく早くなっていると聞きます」という現場からの生々しい発言がみられる。

こうした課題を網羅的に取り上げた文献には小形によるもの<sup>(94)(95)</sup>がある。小形は、正規職員と非正規職員を比較して論じることで、非正規職員の不安定な雇用や流動性の高さと共に、脆弱化する図書館員の専門性を指摘している。同様に非正規職員化の課題を扱った文献は多数<sup>(96)(97)(98)(99)(100)(101)(102)(103)(104)</sup>あり、継続的な図書館の成長には、図書館員が幸せに働ける環境も不可欠であることがわかる。

## 7. 指定管理者制度の法的課題

「図書館法」、「地方自治法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の間における不整合性や官民の事業目的の相違により、図書館の理念・使命が実現できなくなるという課題を倉澤<sup>(105)</sup>が詳しく指摘している。また、同様の根拠に基づいた指摘を山口<sup>(33)</sup>、安藤<sup>(20)(34)</sup>、山本<sup>(83)</sup>、中嶋<sup>(86)</sup>、大橋<sup>(106)</sup>らも行っている。

## 8. 図書館経営という観点から組織形態について必要な議論は何か

このように、公立図書館経営の組織形態についての議論は、指定管理者制度を採用していない公立図書館の数のほうが圧倒的に多いにもかかわらず、指定管理者制度が中心にあるといえる。さらに、指定管理者制度やそれを包含する委託についての課題は数多く指摘されているが、その最終的な論点はひとつに集約されてしまう。それは、「指定管理者制度や外部人材の採用の是非」である。このことは高山<sup>(4)</sup>も指摘しているが、指定管理者制度が導入されてから7年が経とうとしている現在においても、この二元論はいずれの立場からも解決をみていない。

また、組織形態と図書館員の専門性に関連して、業務委託が導入されて以来、「何を執行するか」の中でも、特に、「どの業務をどの組織に所属する者が行

なうべきか」という議論が数多くみられてきた。しかし、これらの議論には、図書館組織や業務の複雑性から各業務を統合的に扱った研究が存在せず、主観的な結論に陥りやすくなっている。さらに、「図書館として利用者に何を行なうべきか」という外向きな視点から組織形態を考えようとする研究は、皆無に等しい状況にあり、組織形態に関する議論は極めて内向きなものとなっている。結果として、先の二元論と同様に「ある業務に外部人材を採用すべきか否か」という狭い範囲における二者択一の論理に陥っている。

そのような中、指定管理者制度や外部人材の採用の是非にとらわれた二者択一の論理を超えたものとして、豊田<sup>(78)</sup><sup>(79)</sup><sup>(80)</sup>や根本<sup>(90)</sup>による議論があった。それは、組織形態に直接的に影響を与える経営組織論や、ある組織形態で執行された業務の成果を測る視点についての議論である。これらは、「政策・法律レベル」の議論のみならず、経営的観点から具体的に何をどのような組織形態で行なうか、あるいは現在の組織形態で執行された業務の成果を何で測り、どうやって未来につなげていくのかという、館長や現場の図書館員が具体的に意志決定できる「経営レベル」の議論である。こうした経営レベルの研究の数は非常に少ないものの、公立図書館経営の組織形態における「外部人材の採用の是非」という二元論から脱却する可能性を持つものである。

こいずみ まきのり  
(慶應義塾大学：小泉 公乃)

- (1) 山口源治郎. 第47回研究大会シンポジウム 多様化する図書館の管理運営：多様化する図書館経営. 図書館界. 2006, 58(2), p. 59-61.
- (2) 中嶋哲彦. 第47回研究大会シンポジウム 多様化する図書館の管理運営：公立図書館への指定管理者制度導入の問題点. 図書館界. 2006, 58(2), p. 73-78.
- (3) 小川俊彦. “公共図書館の委託”. 公共図書館の論点整理. 田村俊作ほか編. 勁草書房, 2008, p. 126-172. (図書館の現場, 7).
- (4) 高山正也. “指定管理者制度の意義と背景”. 市場化の時代を生き抜く図書館：指定管理者制度による図書館経営とその評価. 図書館総合研究所編. 時事通信出版局, 2007, p. 3-20.
- (5) 塩見昇. “公立図書館の動向と日本図書館協会”. 変革の時代の公共図書館：そのあり方と展望. 日本図書館情報学会研究委員会編. 勉誠出版, 2008, p. 39-56. (図書館情報学のフロンティア, 8).
- (6) 藤江昌嗣. 特集, 図書館の経営経済分析と資金調達：PFIによる図書館経営を評価する：桑名市立中央図書館を例に. 情報の科学と技術. 2008, 58(10), p. 517-522.
- (7) 伊藤久雄. 特集, 自治体経営と図書館：公共サービス運営主体の多様化と課題：自治体の図書館などの文化施設の現状を概観する. 現代の図書館. 2009, 47(3), p. 135-144.
- (8) 青柳英治. 特集, 自治体経営と図書館：ニュー・パブリック・マネジメントによる公立図書館の運営：官民の職務分担にもとづく人材育成. 現代の図書館. 2009, 47(3), p. 158-169.
- (9) 氏家正. “PFIと図書館経営”. 図書館の活動と経営. 大串夏身編. 青弓社, 2008, p. 106-123. (図書館の最前線, 5).
- (10) 日高昇治. “緑の丘に浮かぶ白い図書館”. 図書館の活動と経営. 大串夏身編. 青弓社, 2008, p. 124-154. (図書館の最前線, 5).
- (11) 小川俊彦. 特集, 図書館をつくる：長崎市立図書館の建設と運営. 現代の図書館. 2009, 47(2), p. 103-119.

- (12) 内閣府公共サービス改革推進室編. 詳解公共サービス改革法：Q&A「市場化テスト」. ぎょうせい, 2006, 240p.
- (13) “公共サービス改革法（入門編）”. 内閣府. <http://www5.cao.go.jp/koukyo/hourei/nyumon/nyumon.html>. (参照 2010-01-05).
- (14) 南学. “注目されるようになった指定管理者制度による公共図書館の運営”. 市場化の時代を生き抜く図書館：指定管理者制度による図書館経営とその評価. 図書館総合研究所編. 時事通信出版局, 2007, p. 209-251.
- (15) “地方公共団体における官民競争入札等のFAQ”. 内閣府. <http://www5.cao.go.jp/koukyo/faq/faq.html>. (参照 2010-02-15).
- (16) 脇谷邦子. 法制度・行政の変化に基づく新状況：大阪府の場合. 図書館界. 2009, 61(2), p. 81-85.
- (17) 脇谷邦子. 特集, 図書館委託のいま・2009年：本当に怖い市場化テスト：大阪府立図書館に導入. みんなの図書館. 2009, (386), p. 26-33.
- (18) 脇谷邦子. 特集, トビックスで追う図書館とその周辺：橋下府政の下、大阪府情報提供施設が危機に. 図書館雑誌. 2009, 103(1), p. 26-27.
- (19) 萩原幸子. “「公の施設」と「社会教育機関」をめぐる変革の動向”. 変革の時代の公共図書館：そのあり方と展望. 日本図書館情報学会研究委員会編. 勉誠出版, 2008, p. 1-15. (図書館情報学のフロンティア, 8).
- (20) 安藤友張. 公立図書館経営における指定管理者制度導入の意義と問題点：政令指定都市を調査対象とした事例研究. 九州国際大学教養研究. 2006, 13(2), p. 77-100.
- (21) 糸賀雅晃. “図書館法2008年改正の背景と論点”. 変革の時代の公共図書館：そのあり方と展望. 日本図書館情報学会研究委員会編. 勉誠出版, 2008, p. 57-82. (図書館情報学のフロンティア, 8).
- (22) Rhodes, R.A.W. Understanding Governance: Policy Networks, Governance, Reflexivity and Accountability. Buckingham; Philadelphia, Open University Press, 1997, 235 p. (Public policy and management).
- (23) Hood, Christopher. A Public Management for All Seasons?. Public Administration. 2007, 69(1), p. 3-19.
- (24) 第9回図書館総合展 TRC主催フォーラムでのパネリストとしての高山の発言. 三ツ橋康夫. TRC主催フォーラムより(上) 市場化の時代を生き抜く図書館：指定管理者制度による運営とその評価. 地方行政. 2008, (9949), p. 2-6.
- (25) 高山正也. 特集, 市場化の時代を生き抜く図書館～指定管理者制度による図書館経営と、その評価～：市場化の時代を生き抜く図書館：司書の司書による司書と利用者のための組織. 指定管理者制度. 2008, (24), p. 9-12.
- (26) “図書館における指定管理者制度に関する検討結果について2007”. 日本図書館協会図書館政策企画委員会. 2007-04-11. <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jla/sitei-kaitei.pdf>. (参照 2010-01-05).
- (27) “図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について2008年調査(報告)”. 日本図書館協会図書館政策企画委員会. 2008-06-23. <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jla/sitei2008.pdf>. (参照 2010-01-05).
- (28) “図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について2009年調査(報告)”. 日本図書館協会図書館政策企画委員会. 2009-07-03. <http://www.jla.or.jp/kenkai/sitei2009.pdf>. (参照 2010-01-05).
- (29) 山本宏義. 特集, 変わり目にある図書館：公立図書館への指定管理者制度導入・最近の展開. 図書館雑誌. 2006, 100(8), p. 486-488.
- (30) 特集, 最新の数値データを基に導入実態を検証！：図書館における指定管理者制度の導入実態～(社)日本図書館協会の調査報告より～. 指定管理者制度. 2009, (44), p. 4-9.
- (31) 松岡要. 公立図書館の指定管理者制度の検討状況：導入率は7.1%と低い—日本図書館協会の調査から. 出版ニュース. 2009, (2184), p. 9-13.
- (32) 大橋直人. 特集, 検証：指定管理者制度：指定管理者制度創設から5年の変化と今後の課題. 図書館雑誌. 2009, 103(3), p. 144-147.
- (33) 山口源治郎. “公立図書館への指定管理者制度の導入：その理論的・現実的問題点”. 変革の時代の公共図書館：そのあり方と展望. 日本図書館情報学会研究委員会編. 勉誠出版, 2008, p. 103-117. (図書館情報学のフロンティア, 8).
- (34) 安藤友張. 公立図書館経営における指定管理者制度導入に関する現状調査. 日本図書館情報学会誌. 2008, 54(4), p. 253-269.
- (35) 松田精一郎. 特集, 指定管理者制度を選ぶ理由・選ばない理由：「指定管理者制度」を図書館に導入しなかった理由：鳥取県の場合. みんなの図書館. 2006, (349), p. 11-14.
- (36) 高橋俊一. 特集, 都道府県立図書館と市町村立図書館支援・

- 協力協働のいま：岩手県立図書館における指定管理者制度導入の経緯と実態。みんなの図書館。2007, (362), p. 35-44.
- (37) 津田恵子。北九州市の図書館のゆくえ：「指定管理者制度導入」の現場から。図書館評論。2006, (47), p. 14-22.
- (38) 佐久間美紀子。特集，図書館を支える一住民の活動から：指定管理者制度と図書館・静岡市の場合。みんなの図書館。2006, (353), p. 9-17.
- (39) 東野善男。特集，指定管理者制度を選ぶ理由・選ばない理由：東与賀町立図書館を訪問して。みんなの図書館。2006, (349), p. 15-24.
- (40) 竹田芳則。特集，図書館委託のいま・2008年春：堺市立図書館の新たな「アウトソーシング」導入をめぐる。みんなの図書館。2008, (374), p. 15-21.
- (41) 川越峰子。特集，図書館委託のいま・2009年：横浜市立図書館の指定管理者導入問題、その経緯。みんなの図書館。2009, (386), p. 19-25.
- (42) 藤本富美子ほか。市民にとっての図書館を考え続けて—指定管理者制度導入に反対したこの1年の歩み。みんなの図書館。2007, (365), p. 32-43.
- (43) 勝俣千恵子ほか。特集，図書館委託のいま・2008年春：わたしたちの図書館どうなるの???：毎日の暮らしと隣り合う図書館を。みんなの図書館。2008, (374), p. 22-26.
- (44) 井波輝子。特集，図書館委託のいま・2008年春：リニューアルの千代田図書館。みんなの図書館。2008, (374), p. 27-31.
- (45) 鳥羽徳子。大磯町立図書館 指定管理者制度導入への反対：わたしたちの取り組み。みんなの図書館。2008, (375), p. 72-77.
- (46) 溝井正美。特集，検証：指定管理者制度：市民・図書館利用者から指定管理者制度導入を考える：横浜市立図書館・山内図書館への指定管理者導入問題に対する取り組み。図書館雑誌。2009, 103(3), p. 158-159.
- (47) 細谷洋子。ワーカーズコープによる指定管理受託。図書館評論。2009, (50), p. 22-30.
- (48) 大塚敏高。特集，神奈川県図書館：神奈川の公共図書館 現況と課題。みんなの図書館。2008, (372), p. 2-8.
- (49) 山村園江。特集，神奈川の図書館：横浜市立図書館についての緊急報告。みんなの図書館。2008, (372), p. 9-12.
- (50) 石井敬士。特集，神奈川の図書館：神奈川県図書館事情。みんなの図書館。2008, (372), p. 31-35.
- (51) 中野陽子。横浜市図書館指定管理者制度導入か？集会「みんなの図書館があぶない」報告。みんなの図書館。2008, (373), p. 59-61.
- (52) 西村一夫。特集，図書館の原点を見直す：図書館の原点を大事にしよう。みんなの図書館。2007, (368), p. 2-10.
- (53) 特集，図書館問題研究会 第53回全国大会の記録 2日目分科会：指定管理者制度を選ぶ理由・選ばない理由。みんなの図書館。2006, (355), p. 26-29.
- (54) 特集，図書館問題研究会 第54回全国大会の記録 2日目分科会：指定管理者制度 選ぶ理由 選ばない理由 その2。みんなの図書館。2007, (367), p. 30-32.
- (55) 図書館総合研究所。“戦略的な図書館経営、三つの事例”。市場化の時代を生き抜く図書館：指定管理者制度による図書館経営とその評価。図書館総合研究所編。時事通信出版局。2007, p. 21-51.
- (56) 大阪狭山市立図書館 すべての市民に役立つ場を目指し、公立図書館のあるべき姿を追求する：株式会社図書館流通センター。指定管理者制度。2008, (31), p. 20-25.
- (57) 情報化時代に向けて、地域創生に繋がる新しい図書館作りを模索する図書館流通センター (TRC)：株式会社図書館流通センター。指定管理者制度。2008, (25), p. 27-32.
- (58) 鈴木節子。特集，神奈川の図書館：わたしたちの挑戦：NPO法人による相模大野図書館運営受託について。みんなの図書館。2008, (372), p. 36-40.
- (59) 大下直弘。“文化による町づくりを目指して：高山市図書館指定管理 業務の理念と実践”。図書館の活動と経営。大串夏身編。青弓社。2008, p. 156-183。(図書館の最前線, 5).
- (60) 田中榮博。“公共図書館の新たな挑戦：千代田図書館の使命”。図書館の活動と経営。大串夏身編。青弓社。2008, p. 184-200。(図書館の最前線, 5).
- (61) 小林是綱ほか。“山中湖情報創造館：NPOが初めて指定管理者として協定した公共図書館”。図書館の活動と経営。大串夏身編。青弓社。2008, p. 201-239。(図書館の最前線, 5).
- (62) 千代田区立千代田図書館 公共図書館の常識を破り、調査・研究を目的とする“滞在型図書館”に挑む：ヴィアックス・SPSグループ。指定管理者制度。2009, (35), p. 31-36.
- (63) 小林耕平。特集，検証：指定管理者制度：指定管理者制度のもとでの図書館運営。図書館雑誌。2009, 103(3), p. 156-157.
- (64) 小林壽一。市立図書館への指定管理者制度導入 市民へのサービス向上に取り組む。週刊教育資料。2009, (1065), p. 24.
- (65) 丸山高弘。山中湖情報創造館：はじめての指定管理者制度導入図書館の運営。みんなの図書館。2006, (356), p. 33-44.
- (66) 橋本辰夫。NPO 指定管理者による図書館運営について。図書館評論。2006, 47(7), p. 23-37.
- (67) 地域の広範なネットワークづくりで地域図書館の再生を目指す：自由主義行政が民の豊かな発想を生かす：播磨町立図書館株式会社図書館流通センター。指定管理者制度。2007, (17), p. 10-15.
- (68) 野依智子。特集，社会教育施設の指定管理者制度：北九州市立図書館における「指定管理者制度」の現状と課題。月刊社会教育。2006, 50(8), p. 44-48.
- (69) 田井郁久雄。つくられた「現実」、虚像としての民営化。みんなの図書館。2006, (354), p. 28-42.
- (70) 田井郁久雄。指定管理者と公共サービス：公立図書館と指定管理者制度～何が問題か。信州自治研。2007, (185), p. 25-29.
- (71) 山本宏義。公立図書館における指定管理者制度について：職員問題を中心に。関東学院大学文学部紀要。2007, (112), p. 131-144.
- (72) 梅原実ほか編。公立図書館の管理委託と地方公社。青弓社。1990, 202p.
- (73) 渡邊齊志。“司書職制度の限界”。公共図書館の論点整理。田村俊作ほか編。勁草書房。2008, p. 84-125。(図書館の現場, 7).
- (74) Mintzberg, Henry. Organization design: fashion or fit?. Harvard Business Review. 1981, 59(1), p. 103-116.
- (75) Mintzberg, Henry. Mintzberg on Management : Inside Our Strange World of Organizations. New York, Free Press, 1989, 418p.
- (76) Argyris, Chris et al. Organizational Learning : A Theory of Action Perspective. Reading, Mass., Addison-Wesley, 1978, 334p.
- (77) Senge, Peter M. The Fifth Discipline: The Art & Practice of The Learning Organization. New York, Doubleday/Currency, 1990, 424p.
- (78) 豊田高広。図書館員の〈研修革命〉：図書館を「学習する組織」に変えるために。図書館評論。2008, (49), p. 66-74.
- (79) 豊田高広。“図書館経営の二つの挑戦と評価手法”。市場化の時代を生き抜く図書館：指定管理者制度による図書館経営とその評価。図書館総合研究所編。時事通信出版局。2007, p. 111-160.
- (80) 豊田高広。非正規化を前提とした図書館経営改革の可能性：静岡市の事例を中心に。図書館評論。2009, (50), p. 37-43.
- (81) 上岡真紀子。図書館員の実践共同体における学習。慶應義塾大学。2008, 89p., 修士論文。
- (82) 小泉公乃。アメリカの図書館経営における経営組織論：1960年代から2000年代。三田図書館・情報学会研究大会発表論文集。2009, p. 17-20.  
[http://www.slis.keio.ac.jp/~koizumi/webdocs/KOIZUMI\\_MSLIS2009.pdf](http://www.slis.keio.ac.jp/~koizumi/webdocs/KOIZUMI_MSLIS2009.pdf)。(参照 2010-01-05).
- (83) 山本宏義。特集，図書館界 60 巻記念企画 構造的転換期にある図書館の法制度と政策 (第3回)：公立図書館と指定管理者制度，アウトソーシング。図書館界。2008, 60(4), p. 246-253.
- (84) 楠本昌信。特集，誌上討論 現代社会において公立図書館の果たすべき役割は何か (第5回・最終回)：指定管理者制度導入と公立図書館のあり方。図書館界。2007, 59(4), p. 257-261.
- (85) 小川一郎。特集，問われる社会教育の理念と施策：公立図書館に指定管理者制度はなじまない。議会と自治体。2008, (126), p. 90-95.
- (86) 中嶋哲彦。特集，検証：指定管理者制度：公立図書館の多面性と指定管理者制度。図書館雑誌。2009, 103(3), p. 148-150.
- (87) 谷垣笑子。特集，検証：指定管理者制度：指定管理者制度を選択しなかった図書館は今。図書館雑誌。2009, 103(3), p. 154-155.
- (88) 片野祐嗣。特集，図書館委託のいま・2009年：岩手県立図書館の指定管理者第2期選定の経過。みんなの図書館。2009, (386), p. 10-18.
- (89) 沢辺均。特集，指定管理の現場：インタビュー 楠本昌信：公務員図書館員から受託会社に転職した私。ず・ぼん。2008, (14), p. 26-43.
- (90) 根本彰。特集，誌上討論 現代社会において公立図書館の果たすべき役割は何か (第5回・最終回)：地域において展開する公立図書館サービス：続・貸出しサービス論批判。図書館界。2007, 59(4), p. 244-252.
- (91) 高橋俊一。特集，図書館委託のいま・2008年春：図書館業務の委託先を評価する際の視点。みんなの図書館。2008, (374), p. 10-14.
- (92) 小田光宏。特集，検証：指定管理者制度：指定管理者が行う図書館運営に対する第三者評価：千代田区における取り組み。図書館雑誌。2009, 103(3), p. 151-153.
- (93) 特集，指定管理の現場：座談会 千代田図書館の記事へ反論。

- ず・ほん. 2008, (14), p. 44-61.
- (94) 小形亮. 特集, 図書館界 60 巻記念企画 構造的転換期にある図書館の法制度と政策 (第 4 回): 非正規職員化する図書館. 図書館界. 2009, 60(5), p. 302-312.
- (95) 小形亮. 流動する図書館員は、新時代の図書館員であるのか. ず・ほん. 2009, (15), p. 147-149.
- (96) 自治労東京都本部図書館職場交流会編. 特集, 非正規職員として図書館で働くということ—その現状と改革の取り組みから: 非正規職員として図書館で働くということ: 委託で、非常勤で働いて. みんなの図書館. 2007, (365), p. 2-6.
- (97) 奈良法男. 特集, 問われる社会教育の理念と施策: 図書館の理念の実現をめざして. 議会と自治体. 2008, (126), p. 96-101.
- (98) 村上さつき. 非正規職員として働く公共図書館. みんなの図書館. 2008, (380), p. 32-37.
- (99) 山本順一. 時給 850 円の有資格者, 専門職ルーキーたち. 図書館界. 2009, 61(4), p. 233.
- (100) 上林陽治. 特集, 自治体経営と図書館: 「図書館」で働く人たちの非正規化の実態と問題点. 現代の図書館. 2009, 47(3), p. 145-157.
- (101) 橋本策也. 図書館員の非正規化にどう立ち向かうか. 図書館評論. 2009, (50), p. 68-77.
- (102) 小野久美子. 特集, 図書館「再」発見: 「委託」は利用者のためになるのだろうか: 委託会社で見たこと、体験したこと、そして考えたこと. みんなの図書館. 2009, (381), p. 2-9.
- (103) 中野登志美. 指定管理者制度導入による図書館の現状と課題. みんなの図書館. 2009, (381), p. 20-27.
- (104) 島崎晶子. 「図書館で働くということ」を開催して. 図書館評論. 2009, (50), p. 78-84.
- (105) 倉澤生雄. 地方自治法二四四条「公の施設」と個別法との関係: 指定管理者制度の導入と図書館法. 法學新報. 2006, 112(11/12), p. 217-243.
- (106) 大橋直人. 特集, 指定管理者制度を選ぶ理由・選ばない理由: 公共図書館の民営化をすすめる指定管理者制度と参加による図書館づくり. みんなの図書館. 2006, (349), p. 30-40.

視覚障害その他の理由でこの本を活字のままでは読むことのできない人の利用に供するために、この本をもとに録音図書（音声訳）、拡大写本又は電子図書（パソコンなどを利用して読む図書）の作成を希望される方は、国立国会図書館まで御連絡ください。

連絡先 国立国会図書館 総務部総務課

住 所 〒100-8924

東京都千代田区永田町1-10-1

電話番号 03-3506-3306